

---

平成30年3月2日（金曜日）

---

議事日程第1号

平成30年3月2日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第2号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第3号 八峰町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第4号 八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第10 議案第7号 八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について

- 第14 議案第11号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について
- 第15 議案第12号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第16 議案第13号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第17 議案第14号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第18 議案第15号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第19 議案第16号 平成29年度八峰町一般会計補正予算（第8号）
- 第20 議案第17号 平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第18号 平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第19号 平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第20号 平成29年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第21号 平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第25 議案第22号 平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第26 発議第 1号 予算特別委員会の設置について
- 第27 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第28 議案第23号 平成30年度八峰町一般会計予算
- 第29 議案第24号 平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第30 議案第25号 平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第31 議案第26号 平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第27号 平成30年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第33 議案第28号 平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第34 議案第29号 平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第35 議案第30号 平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第36 議案第31号 平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第37 議案第32号 平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第38 議案第33号 平成30年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第39 議案第34号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第40 議案第35号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第41 議案第36号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第42 議案第37号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について

第43 陳情第 1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について

---

出席議員（12人）

1番 鈴木 一彦	2番 笠原 吉範	3番 水木 壽保
4番 須藤 正人	5番 腰山 良悦	6番 柴田 正高
7番 皆川 鉄也	8番 嶋津 宣美	9番 菊地 薫
10番 山本 優人	11番 門脇 直樹	12番 芦崎 達美

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤 和夫	副町長	伊藤 進
教育長	千葉 良一	総務課長	佐々木 高
会計課長	今井 利宏	企画財政課長	鈴木 正志
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	日沼 正明
産業振興課長	米森 伴宗	農林振興課長	佐々木 喜兵衛
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	工藤 金悦
学校給食センター所長	大高 利美	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝
産業振興副課長	成田 拓也	建設副課長	内山 直光

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田 吉孝	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

---

午前10時00分 開 会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

これより平成30年3月8峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番水木壽保君、4番

須藤正人君、5番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告いたします。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る2月15日、議長同席のもとに議会運営委員会を開き、2月1日付けで議長から諮問のあった平成30年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から16日までの15日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から16日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

まず、1月5日、八峰町消防出初め式を開催いたしました。式典に先立ち、秋田銀行八森支店前において、消防団員129名とポンプ車など15台による堂々の分列行進が披露され、その後、八峰町文化ホールにおいて式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された

団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。まだまだ暖房器具を使用する季節でありますので、消防団や消防署など関係機関と連携し火災予防運動を実施してまいります。

1月9日、八峰町交通指導隊出隊式を役場において開催いたしました。昨年の秋田県飲酒運転追放等競争においては、25市町村中22位と前年の第1位から大きく順位を下げたほか、11月末には死亡事故も発生しております。今年からは気持ちを新たに、交通関係各位のご協力のもと、飲酒運転の撲滅や交通死亡事故ゼロの継続に向けた取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めてまいります。

次に、移住・定住対策についてであります。県の補助金を活用した「移住促進用空き家改修事業」において、今年度新たに石川地区と水沢地区に各1棟、改修を終えております。石川地区の空き家には、昨年度の「お試し移住ツアー」に参加された仙台市の40代男性が移住を決め、12月末から入居しております。水沢地区の空き家については、今後「お試し移住住宅」として活用しながら、新たな移住者を募っていきたいと考えております。また、「子育て世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業」については、12月に2棟、完成検査を行い民間事業者への補助金を支出しております。うち1棟については入居予定者が決定したとの報告を受けており、残りの1棟についても問い合わせがあるとのことでしたので、近々に入居者が出ることを期待しているところです。

次に、がん検診の12月末までの受診状況についてであります。昨年同期と比較した乳がん検診の受診率は1.1%減の39.7%、子宮がん検診は2.2%減の30.2%、大腸がん検診は0.6%減の40.8%となっております。また、肺がん検診は1.7%減の41.6%、胃がん検診は0.2%増の31.5%となっております。引き続き、受診勧奨をするコール・リコール事業や検診会場までの送迎、会場での託児、家族に見守りが必要な方がいる場合のヘルパーの派遣など、受診率向上のための環境を整えながら、町民の健康増進に寄与するよう努力してまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、平成30年産米の「生産の目安」についてであります。県では「需要に応じた米生産の実施に向けた取り組み」として、県段階の「生産の目安」を提示することとし、昨年12月1日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催し、県全体の生産の目安を「40万8,700t」とすることを決定し公表・通知がされております。

この通知を受け、町では去る11月13日の農業再生協議会臨時総会で決定された取組方

針に基づき、町の「生産の目安」を算定したところです。その結果を受けて、2月7日に開催された臨時総会で生産の目安が協議され、町全体の生産数量は昨年より125 t 多い6,069 t に、面積換算では昨年より19 h a 多い1,065 h a とする目安が決定されました。協議会では生産者個々に生産の目安を算定し、協議会長名で郵送により提示したところです。

また、農業再生協議会では、2月28日に開催した農事班長会議で、「生産の目安」の算定方法などについて説明し、作付確認野帳等関係資料を各農家に配布いたしました。

次に、未来づくり交付金事業について申し上げます。

おがる八峰しいたけプロジェクト事業で進めてまいりました「菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設」は、昨年12月末で建設工事が終了し、指定管理者である有限会社峰浜培養が1月中旬から各機械施設の試験操業を行い、2月から本格的に稼働しております。2月3日には、議員の皆様をはじめ県関係者、建設関係者、土地提供者、JAやしいたけ栽培関係者など多数の皆様のご出席をいただき、「新築落成記念式典」を開催することができました。これまでご支援、ご協力いただきました議員の皆様をはじめ、町民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

今後は、良質ホダの安定生産と出荷量の増大、生産農家の所得向上、新規就農者の育成、菌床しいたけの10億円産地を目指し、より一層努力してまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、プレミアム付き商品券販売事業の実績について報告いたします。

この事業は、個人消費の拡大を図ることにより町の経済活性化に繋げることを目的に、平成20年度から白神八峰商工会が実施しております。今年度も昨年度同様、500円券12枚綴りを1万セット、額面で6,000万円分をお盆前の8月8日から販売し、11月に完売しております。

なお、商品券の使用期限は2月7日で、商店からの換金状況は、2月19日現在で、発行枚数12万枚に対し換金された枚数が11万9,509枚、換金率は99.59%となっております。

この事業実施により、購買力の流出防止・地域購買力の向上に大きな役割を果たしたことは確かではありますが、商品券の使用に偏りが見られるなど課題もあります。今回で10回目を迎えたことから、今後、事業主体である白神八峰商工会と関係者を交え、これまでの事業効果について調査・分析し、より地域経済の活性化が図られるよう、新たな取り組みも視野に入れ事業展開してまいりたいと考えております。

次に、大館能代空港利用促進助成金の利用状況について報告いたします。

今年度の助成金交付状況は、2月7日現在で、既に495座席、148万5,000円と前年度を上回っております。また、利用者数は、延べ261人、実人数が189人と年々増えており、3月末までには利用者数、実人数ともに前年度を大きく上回る見込みとなっております。

大館能代利用促進協議会によりますと、4月から1月までの空港利用者数は、前年同期を約6%上回る12万253人となっており、圏域住民の利用者のほか、ビジネス客とツアー客が大きく伸びたのが要因と分析しております。今後も、東京への有効な移動手段として、更なる利用が図られるよう、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本議会に助成金を追加補正しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、新源泉利活用計画検討委員会の答申内容について報告いたします。

平成28年度に湧出した新源泉の有効活用を図るため、昨年8月に民間の観光事業者、議員代表、地域おこし団体代表など12人に「新源泉利活用検討委員会委員」を委嘱し、御所の台エリアへの集客力の強化はもとより、広く産業振興や地域振興を図るための活用方法について、4回の会合と2回の先進地視察を行うなど、多様な視点で調査・検討していただいておりますが、今年2月1日に結果をまとめた報告書が山本優人検討委員会委員長より提出されました。

報告書によりますと、新源泉の温泉熱ポテンシャル調査や温泉エネルギー利用技術調査などの結果を踏まえ、検討項目を、①熱交換機の導入、飲泉の新設について、②当該エリアへの集客促進と消費拡大を図るための温浴施設の充実について、③温泉熱エネルギーやハタハタ館の排湯熱エネルギーを活用した産業振興についての3項目に定め、それ以外に当該エリアの活性化や地域振興に資すると判断されるものについても、委員総意のもとで検討されております。報告書のまとめとしては、温泉水及び温泉熱エネルギー等の利活用としては、大きく産業振興分野と観光振興分野に分かれ、今後町としてどちらを優先して事業を展開していくのか、また、財源の確保、費用対効果、事業主体は誰なのかなどを最初に決定した上で、新源泉利活用事業を進めていく必要があるとしております。詳細については皆様に報告書を配付しておりますので、内容を確認して下さるようお願いいたします。

また、いさりび新源泉の供用についてであります。管理棟機械設備工事が1月31日をもって計画どおり完了いたしました。現在、新源泉供給に向け温泉利用許可を申請中であり、県の許可が得られ次第、ハタハタ館側と調整を図り、3月中には新源泉に切り

替えることにしております。

なお、既存の源泉については、高齢者コミュニティセンター「湯っこランド」専用の温泉として、これまでどおり配湯いたします。

次に、除雪状況について報告いたします。

今年、数年に一度の厳しい寒気が日本列島を覆い、福井県など北陸地方を中心に記録的な豪雪となっております。一方、当町では、最低気温がマイナス8度を記録するなど冷え込みの厳しい日が多くありましたが、1月の降雪量は81cm、最大積雪深35cmと少なめで、2月に入ってから同様の状況が続きました。このような気象状況のもと、路面の凍結防止や吹雪による吹き溜まりの解消に重点を置き、歩道を含む道路の安全確保に努めております。例年に比べ除雪車両の稼働日数が少なかったため、除雪経費は2月23日時点での支出見込額が6,000万円余りとどまり、予算執行率は約77%となっております。

次に、全国ICT教育首長サミットについて申し上げます。

このたび、ICT教育を積極的に推進する首長が中心となり設立された「全国ICT教育首長協議会」の主催により、「全国ICT教育首長サミット」が開催されました。その事業の一環である、全国の自治体における学校現場等での情報教育の推進とその体制づくりで優秀な成果を挙げている自治体を選考し賞を与える「日本ICT教育アワード」の候補として、4市町村の一つに我が町の取り組みが選定され、最終審査である全国ICT教育首長サミットの会場で『ふるさとの未来を担う人材を支えるICT教育の推進』と題してプレゼンテーションを行った結果、審査委員長賞を受賞することができました。これもひとえに、日々学校現場においてICT機器をツールとした授業に取り組まれておられる先生方や、様々形で指導、協力いただいている文部科学省はじめ、秋田県教育委員会や多くの皆様あつての成果であり、心から感謝申し上げます。今後も更なるICT教育の充実に努めてまいります。

次に、平成29年度八峰町スポーツ文化栄誉賞について報告いたします。

去る2月14日、ファガス文化ホールにおいて授与式を開催しました。今年度は、スポーツ部門で、町長特別賞1名、教育委員会賞5名、小中学生奨励賞2団体が、文化部門では、教育委員会賞1名、教育委員会特別賞7名、小中学生奨励賞1名の合計15個人、2団体に授与しました。

今年も一般の該当者はなく、すべて小学生から大学生までの受賞となり、スポーツ部



門では、ラグビー、野球、バスケットボールが、文化部門では、俳句、吹奏楽、無線での活躍が目立ちました。受賞された皆様には心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待するものであります。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第1号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、秋田県から権限移譲を受けている事務手数料の標準額について、地方分権計画に基づき見直しが行われたため、条例改正するものであります。

議案第2号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、条例改正するものであります。

議案第3号、八峰町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正するものであります。

議案第4号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたことにより、後期高齢者医療制度で住所地特例の適用を受けた被保険者に対する保険料の徴収のため、条例改正するものであります。

議案第5号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、第7期八峰町介護保険事業計画において保険料の改正が行われること及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、条例改正するものであります。

議案第6号、八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定については、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の基準について条例制定するものであります。

議案第7号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第9号、八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての3議案は、指定居宅サービス等の事

業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例改正するものであります。

議案第10号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定については、中小企業信用保険法等の改正に伴い、八峰町中小企業融資あっせんの手続きの一部を変更する必要があるため、条例改正するものであります。

議案第11号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてから議案第15号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの5議案については、いずれも地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰入にかかるものであります。

議案第16号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、1億3,631万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を67億1,516万4,000円とするもので、歳出の主な追加分は、担い手確保・経営強化支援事業等の農業関係補助金、ふれあい橋さわめ橋梁補修工事、雷による防災無線の修繕工事などで、そのほかは各事業の精算などによる減額が主なものとなっております。

議案第17号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、842万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を12億1,511万4,000円とするもので、歳出の主なものは、保険者療養給付費、退職被保険者等高額療養費、保険財政共同安定化事業拠出金などを減額するものであります。

議案第18号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、585万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億9,827万4,000円とするもので、繰越金を全額予算化するための補正であります。

議案第19号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、209万円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,676万4,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

議案第20号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、633万8,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を2,071万4,000円とするもので、歳出の主なものは、立木売払い収入の減少等に伴う関係地区交付金と予備費の減額であります。

議案第21号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、繰越明許費を追加するものであります。

議案第22号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、230万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を6,690万4,000円とするもので、医科及び歯科の一

般管理費と歯科医業費を減額するものであります。

議案第23号、平成30年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第24号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第33号、平成30年度八峰町営診療所特別会計予算までの10議案については、各特別会計の当初予算であります。

議案第34号及び議案第35号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である神垣睦廣氏と金平嘉孝氏が平成30年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第36号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である岩城朝夫氏が平成30年5月16日で任期満了となることから、新たに佐藤孝之氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第37号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である柴田節郎氏が平成30年3月31日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は37議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成30年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

日本経済は、米国経済が堅調な拡大を続けているほか、中国及び欧州の経済成長に伴う外需が国内景気を牽引し、国内企業収益は過去最高の水準となり、雇用も大きく改善して、有効求人倍率は全国47都道府県全てで1倍を上回り、人手不足を背景とする所得の向上が期待されましたが、実質賃金の前年比マイナスが続くなど所得の伸びが低調なこと、人口減少並びに高齢化の進行や現役世代の先行き不安などを背景に、企業の設備投資や個人消費といった民需に力強さを欠いた状況にあり、特に地方においてはデフレ脱却や景気回復の実感が乏しいのが実態であります。

こうした中、国の平成30年度の予算編成は、経済政策としてのアベノミクスの第2ステージで掲げた新・三本の矢の「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心に繋がる社会保障」を引き続き一体的に推進することで、「成長と分配の好循環」をさらに加速させ、地方の隅々までその効果を波及させることとしております。また、

今年度は「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政一体改革の集中改革期間」の最終年度となり、同計画に掲げる歳出改革などを着実に実行し、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減する一方、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について必要な予算措置を講じることとしております。

地方財政については、地方が「子ども・子育て支援」や「まち・ひと・しごと創生事業」、「公共施設の適正管理」等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように、地方交付税等の一般財源総額については平成29年度を上回る額が確保されたものの、八峰町においては、合併算定替えの縮減の3年度目にあたるため合併算定替えの縮減率が5割となり、縮減額は1億800万円で、合併算定替えの影響額だけで平成29年度比で4,300万円の減となると試算しております。

八峰町の平成30年度当初予算編成にあたっては、普通交付税の段階的縮減額が多額となってきたことから、引き続き新規事業は極力抑制するとともに、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努めることや、平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」で示された方針に基づき、遊休施設の除却や既存施設の適正な補修を計画的に進め、維持管理費の縮減を図っていくこととしております。

一方、「第2次八峰町総合振興計画」は進捗度を図りながら、同構想・計画に基づいた事業を着実に実行する通年予算を編成いたしました。中でも、町が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策は、人口減少に歯止めをかけるためにも切れ目のない事業展開を行っていく必要があり、引き続き産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

平成30年度予算は、総合戦略で掲げる「仕事づくり」のための産業振興策「おがる八峰しいたけプロジェクト」に関連する建設事業が終了したことなどから、一般会計予算の総額は、前年度対比で5億2,200万円の減、率にして8.1%減の59億900万円となりました。

なお、地方交付税の減額などにより歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から4億1,000万円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について説明をいたします。

まず、昨年度から実施しております「八峰町公共施設等総合管理計画」に基づく遊休

施設解体事業につきましては、今年度は旧青少年の家及び隣接する研修施設の除却を実施いたします。

地域おこし協力隊員3名の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進します。

「定住促進用空き家改修事業」や「子育て世帯住宅整備事業」を実施し、移住・定住用住宅の整備を図ります。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対して、地元特産品等を贈呈する「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」を積極的に推進します。

地域公共交通対策として「バス乗車券類購入支援事業補助金」を新年度も継続し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図るほか、「交通空白地有償運送事業補助金」を引き続き実施します。

地域の課題解決のため「まちづくり活動支援事業補助金」を、交流人口の増加と移住に繋げる「お試し移住ツアー」や「交流促進事業補助金」を実施します。

若者の結婚生活を支える「結婚新生活支援事業補助金」を実施します。

秋田県町村電算システム共同化については、内部系及び基幹系ともに電算システムの安定稼働に努めるとともに、自治体情報のセキュリティ強化などの的確な対応を図ってまいります。

社会福祉総務費においては、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を策定し、八峰町における包括的な支援体制の整備に努めます。

次に、高齢者福祉について申し上げます。本町において、高齢化率が43.25%となり、高齢者の皆様が生きがいを持ち健康で安心して暮らせるよう、老人クラブ活動への支援、憩いの場としての湯っこランドの運営、冬期間の除雪に重点を置いた軽度生活援助事業や、災害時における要援護者支援体制の整備などを実施してまいります。敬老式につきましては、平成29年度と同様に実施してまいります。

次に、障害者福祉についてですが、平成30年からの「第3次障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」に基づき、障害者の虐待防止や差別の解消、財産と権利擁護の推進などを図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みに努めてまいります。

社会福祉法人秋田虹の会の障害者通所施設「さくら園」、就労継続支援を実施する施設「ハッピーマッシュ」や「こころ」など、障害者の自立や雇用の確保に向けた環境整

備に努めます。精神障害当事者の会「のんき会」の活動は、週1回、沢目駅の集会所を利用して活動しており、また、保護者を対象とした「のんき親の会」も定期的を開催しながら、様々な場面でサポートしていきたいと考えています。

次に、福祉医療についてですが、対象となられる方々への適切なサービスを提供するとともに、高校生までの医療費の無料化を引き続き実施いたします。小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての育児助成金支給事業は、3月末までに支給し、保護者の入学前の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

最初に、健康増進対策についてですが、町民の健康増進のため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を実施してまいります。

各種がん検診等については、節目年齢の方々への無料クーポン、ワンコイン検診や会場への送迎など、町民の皆様が受診しやすいような環境整備に努めるとともに、未受診者対策としてコール・リコール事業に取り組んでまいります。また、がん治療を受けているがん患者に対し、がん治療と就労や社会参加の両立、購入に伴う経済的負担の軽減を図るため、補正具の購入に要する費用を助成いたします。また、秋田県脳血管研究センターと連携した「心電図検査結果データ提供事業」は、連携期間の延長により、平成30年度も検診時における心電図検査を無料で実施いたします。

今後10年間で健康寿命日本一を目指す県民運動の取り組みとして、町の健康課題の一つである受動喫煙防止にも取り組んでまいります。

次に、母子保健対策についてですが、母体の健康保持・増進のため、妊婦健康診査、産後1か月健診、母乳に関する相談のための母乳外来へ助成を行うほか、乳幼児健康診査や離乳食教室などを実施し、子どもの健やかな成長を支援してまいります。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療、一般不妊治療、不育治療への助成を継続してまいります。

乳幼児を対象とした子育て支援についてですが、赤ちゃんの誕生に合わせて支給している赤ちゃん誕生祝金事業についても、引き続き実施してまいります。また、感染症予防対策として、任意予防接種では、乳幼児へのおたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンへの助成を、乳幼児から高校生まで及び妊婦への季節性インフルエンザワクチン接種に対しての助成を継続してまいります。

う歯予防事業対策についてですが、低年齢からのう歯予防対策として、幼児へのフッ

化物塗布事業や子ども園児・小・中学校の児童生徒に対するフッ化物洗口事業を、町営歯科診療所などと連携しながら引き続き実施してまいります。また、歯周病検診事業については、昨年より実施しました40歳から70歳までの節目年齢の方々に、検診費用を助成することで口腔ケアの必要性を啓発してまいります。

自殺予防対策についてですが、日常の保健師活動をはじめとして専門家による地区懇談会などを実施するほか、地域で自殺予防の趣旨で活動している「陽だまりの会」と連携しながら予防活動を実施してまいります。また、啓発事業として、心の健康づくりカレンダー作成、心といのちを考えるフォーラムの開催などのほか、自殺予防対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、八峰ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体とも連携し、自殺予防の取り組みをさらに強化します。

ひきこもり対策については、あきた若者サポートステーションのご協力を得て行っている、ひきこもりがちな方の集いの場「カタクリ」を引き続き設けてまいります。また、関係機関による「ひきこもり対策連絡会」を開催しながら、包括支援相談会、ひきこもり等相談会を実施してまいります。

次に、家庭系ごみの収集運搬についてですが、全町のごみステーション化や収集運搬回数を統一してから10年目となり、町民の皆様のご協力により順調に行われております。昨年からは、水銀が含まれる蛍光灯等についても分別収集の対象となっておりますが、今後とも、ごみ減量化や資源ごみの分別を推進するとともに、ごみの不法投棄防止のための啓発や、ごみ捨て禁止看板の設置等により、環境衛生の向上に努めてまいります。また、古着や家庭用廃食油の回収、小型電気電子機器回収事業についても引き続き取り組んでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

秋田財務事務所による平成30年1月の県内経済情勢報告によると、個人消費は緩やかに持ち直しつつあるとしております。また、生産活動についても、電子部品・デバイスが増加していることなどから、緩やかに持ち直しつつあるとしております。

雇用情勢については、製造業、医療・福祉、建設業等で新規求人数が増加しており、有効求人倍率が引き続き上昇していることなどから、改善しているとしております。

全体的に「県内経済は、緩やかに持ち直しつつある」としてありますが、町内の経済情勢及び雇用情勢はまだまだ厳しい状況下にあります。このため、町単独事業として八峰町雇用創出活動支援事業を引き続き実施してまいります。

また、昨年度創設した「資格取得支援事業」については、対象年齢を引き上げるなど対象者の幅を広げることで、より一層の就業支援とスキルアップによる所得の向上、企業の育成を図ってまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

平成29年度の八森・岩館両漁港のハタハタ漁は不振で、水揚量、販売額とも前年度を下回り、漁家や漁業関係者の暮らしを圧迫させております。県は、資源量の減少や潮流などの海洋環境、沿岸部の産卵量、春以降の稚魚数など原因を探ることとしておりますが、今後も安定した漁業資源を維持するため、つくり育てる漁業の一環として実施している種苗放流及び栽培漁業定着強化事業について、引き続きヒラメ、アワビ及びアユなどの放流事業を支援するなど、養殖事業の可能性を研究してまいります。

漁業振興策の一環として、秋田県漁業協同組合に対し漁業経営安定資金の短期貸付けを行うとともに、漁業共済加入者掛金の一部を補助し、漁業経営を支援します。また、漁協をはじめ、商工会、観光協会などの団体と連携・協力し、「秋田名物八森ハタハタ」を切り口として地元魚介類のブランド化を推し進めるほか、首都圏で開催するイベントに参加し、町の水産物・水産加工品の消費拡大と販売促進を図ってまいります。

漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の整備事業と、漁港保全計画に基づく両漁港の機能保全事業を促進します。また、漁獲可能資源の維持・漁場機能回復を図るため、引き続き海底堆積物の除去や耕耘に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」、「マル経」などの融資斡旋制度を継続し、借主への利子補給補助金の交付を行うなど、町内企業の経営を支援します。また、新たな支援策として、雇用を伴わない新たな起業家に対して施設設備に要した経費の一部を助成する、八峰町起業チャレンジ応援事業補助金を4月から創設し、町の産業振興を図ることとしております。

同じく企業育成・創業支援のため、昨年に引き続き、白神八峰商工会等と連携し異業種間交流を開催するほか、新年度からは「創業塾」を開催し、地域に新たな活力を生み出す起業・創業を促進してまいります。また、企業誘致促進のため、秋田県企業誘致推進協議会主催の企業立地セミナー及び能代市と3町、振興局主催の能代山本関東圏企業



懇談会に参加し、企業誘致活動を進めてまいります。

「おがる八峰しいたけプロジェクト」事業の関連事業でもある魅力ある特産品づくりと積極的なPRを推進するため、「はっほううましブランド推進協議会」や関係団体を支援するとともに、町の特産品を活用した新商品開発に取り組み、ブランド化を促進します。また、「龍角散コマーシャル」が全国放送され、生薬の町としてのイメージが高まってきていることから、平成30年度からは、町内のホテルや飲食店との協働で、町内で栽培されている薬用植物等を使った「薬膳料理」の開発にも取り組んでまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

12月11日に、白神山地が世界自然遺産に登録されて25周年を迎えることから、県や関係機関、関係自治体が協力した記念イベントのほか、町単独での記念イベント等を開催し、より一層、町のPRと誘客に努め白神観光の推進を図ってまいります。

また、ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、御所の台ふれあいパークでは、昨年引き続きボランティアによる桜の植樹イベントを開催し、白神観光の玄関口、あきた白神駅周辺的环境整備に努めるほか、ポンポコ山公園でも日陰対策と景観整備のための広葉樹と花桃の植樹、バンガローの塗装工事を行い、引き続き施設・設備等の充実・維持管理に努め、誘客を進めてまいります。

また、八峰町の夏の風物詩として定着した、雄島花火大会、食の祭典んめもの祭り、ポンポコ山音楽祭など、町の活性化を推進するイベントに対し、引き続き支援してまいります。

昨年4月からは、観光による町おこしを進めるため「地域おこし協力隊員」を雇用しており、新年度からは、観光資源を生かしたツアーや町おこし事業の企画立案、町内特産品セットの開発など、本格的な活動ができるよう支援してまいります。

また、北の玄関口である大館能代空港の利用促進を図るため、空港利用者に対し、引き続き助成金を交付してまいります。

次に、消費生活相談体制の強化について申し上げます。

架空請求詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、催眠商法、送りつけ商法などの悪質商法による被害が後を絶ちません。これら特殊詐欺や悪質商法に対処するため、国の補助金を活用し、相談に応じる消費生活相談員を配置するなど、相談体制の強化に取り組み、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

次に、ジオパーク活動の推進について申し上げます。

現在、全国には日本ジオパークが43地域、認定を目指す準会員が18地域あり、八峰白神ジオパークは43地域の中の一つとして活動しております。平成28年度からはジオパーク担当の地域おこし協力隊員を雇用し、地域全体にジオパーク活動が浸透するよう取り組んでいただいているところです。

11月には再認定審査を迎えることから、町としても全力で支援してまいります。また、認定後は、地域振興の一翼を担うジオパーク活動になるよう進めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

国の概算決定された平成30年度予算の重点事項は、「担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進」、「水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施」、「農山漁村の活性化」など6項目が予算額とともに示されており、今後、これらの政策・事業の詳細な内容等が提示されるものと考えております。また、県では「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」を掲げ、「秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」、「複合型生産構造への転換の加速化」、「秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用事業」などを目標に、様々な事業を実施する予算概要が公表されたところです。

町では、このように国や県の制度や支援などの動向に注視しながら、農業団体等と連携を密にして情報収集に努め、国や県の補助事業等を積極的に活用して、町の基幹産業である農業の振興に努めてまいります。

新年度の生産振興・経営安定対策については、平成30年から米の生産数量配分が廃止され自由競争となることから、業務用米など実需者との結びつきを拡大・強化する農機具導入等の取り組みを支援いたします。また、早急に複合経営を確立するためにも畑作振興に努めます。特に、畑地への振興作物の作付には支援がないことから、昨年引き続き町単独で支援し、畑作物の作付拡大に努めます。

菌床しいたけ生産振興については、栽培農家に意欲的に取り組んでもらい生産額の増大と雇用の確保を図るため、引き続き支援を計画いたしました。今年度は県との協働プログラムで、菌床しいたけホダ製造施設や培養棟、栽培棟などを建設し、ホダの安定生産、供給体制の確立に努めたところですが、新年度では、しいたけ栽培農家の施設や冷暖房機器の設置、既存施設内の冷暖房機器導入への支援を計画したところです。

農業生産や農業振興のかなめである担い手の育成・支援については、認定農業者等の経営規模や複合化に必要な機械・施設整備を支援する町単独の「担い手育成応援事業」

により、さらに複合部門への取り組み強化を狙いとして支援してまいります。また、国が新規就農者を確保するため平成24年度から始めた「農業次世代人材投資事業」を活用して若い就農者を確保するとともに、機械・施設の導入を支援し、地域への定着に努めます。

生菓栽培事業については、新年度も引き続き、町有農園で試験栽培及び種子の確保に努める計画です。特に、販売先が確保されたカミツレ、キキョウについて、希望農家による栽培を継続していますが、栽培技術の確立とともに作業の効率化、規模拡大を目指し、販売先メーカーの支援を受けながら機械化等施設整備を実施してまいります。

農業農村整備事業の主なものは、日本型直接支払制度として国が創設した「多面的機能支払交付金事業」や「中山間地域等直接支払交付金事業」のほか、畑作物の栽培に向けた水田の畑地化整備工事「元気な中山間農業応援事業」について継続してまいります。また、土地改良区の各種水利施設については、長寿命化に向けた修繕を行う「基幹水利施設ストックマネジメント事業」が継続実施されることから、各事業の負担割合に基づき負担してまいります。

鳥獣被害対策については、猟友会員の確保のため、前年度継続で「銃器とオリの狩猟免許取得補助金」を予算計上したところです。特に、クマと猿害対策については、新年度も銃器やオリによる捕獲などを行うほか、住宅周辺に出没しにくい環境づくりのため、栗や柿など放任果樹の撤去費用や緩衝帯整備事業費を新たに計上しました。

次に、林業関係について申し上げます。

新年度の林業振興については、「森林整備地域活動支援交付金事業」による計画的な森林管理業務を支援するほか、国や県の補助事業を活用して間伐等を実施する場合の個人負担分を町で支援し、よりよい森林施業を促進する「森林環境整備事業」を継続してまいります。また、町有分収林皆伐跡地を対象に、広葉樹への転換、材の多面的活用、クマや猿など野生動物の餌場の確保を狙いとして栗やコナラを植栽するほか、植栽済み地域の下刈りを実施する計画です。

このほか、森林法の改正により、市町村が林地台帳を作成、公表する制度が創設され、平成31年4月より公表することが義務づけられたため、補助事業によりシステムを整備する「林地台帳整備事業」を行います。

松くい虫防除対策については、町単独事業のほかに、県単補助事業や国庫補助事業を活用して被害拡大防止を図ってまいります。また、ナラ枯れ対策については、被害の拡

大を最小限にするため、補助事業を活用した防除を行います。

林道整備事業については、県営林道峰浜線を継続し、改良事業として、林道塙線の橋梁を補助事業により3年計画で架け替え工事を実施いたします。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

平成30年度の地籍調査事業は、新規調査地区として峰浜地区の峰浜内荒巻及び小手萩地域を予定しており、面積にして約64ha、筆数は621筆となっております。また、平成29年度に実施しました地籍調査事業の成果につきましては、峰浜地区の原図及び地籍簿等の作成を予定しております。

次に、町道関係について申し上げます。

町道の維持管理については、舗装補修、側溝清掃、道路施設の点検整備を適宜行い、交通の安全確保に努めます。工事関係は、自治会要望等を含め危険性を考慮しつつ、計画的に道路補修や側溝改良を実施します。

命と暮らしを守るインフラ施設については、各施設の点検結果をもとに緊急性の高い箇所から整備するなど、主要施設の長寿命化に取り組みます。

道路改良事業では、町道白神二ツ森線路肩保護、町道小入川岩館線道路改良、町道沼田田中線路肩保護工事を実施します。

橋梁については、JRを横断する歩道橋の点検業務を委託するほか、あきた白神駅歩道橋、向田面橋の補修工事を実施します。

除雪については、委託業者と連携を密にし、気象状況に応じ適切な除排雪作業を行います。また、除雪ドーザ1台を購入し、除雪体制の強化を図ります。

住宅関係については、町営住宅を必要に応じて修繕するほか、これまでの住宅リフォーム支援事業を「八峰町住まいづくり応援事業」として大幅に見直し、建築業界の活性化を図ります。メニューは、現在のリフォーム支援事業に加え、子育て世帯向け新築事業、空き家購入等支援事業を新たに設け、下水道新規加入助成を継続することで、住民の快適な居住空間の確保と移住・定住の強化を図ります。

急傾斜地崩壊対策事業については、平成30年度で横間地区の工事が完了となります。

消防防災関係では、椿台地区に防火貯水槽1基を整備するとともに、小型ポンプ、小型ポンプ積載車の更新を行い消防力強化に努めるほか、有事の際の国の情報を住民に確実かつ迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の更新工事を行います。

次に、学校教育課関連の概要について申し上げます。

はじめに、児童福祉関連についてであります。現在、峰浜地区の放課後児童クラブは、峰浜小学校と旧埴川小学校の2か所で実施しておりますが、旧埴川小学校を利用する児童数の減少が進み、保護者のアンケート調査を見ても1か所にまとめてもよいとの意見が多く、継続での設置を廃止して、平成30年度からは峰浜小学校に統合することとしました。このようなことから、当町は今後、峰浜小学校と八森小学校の2か所で実施してまいります。また、子ども子育て支援センター『あいあい』の運営についても、さらに利用促進の啓蒙活動を強化して利用者数の確保に努め、継続実施してまいります。

次に、子ども園関係について申し上げます。

児童の保育料を、3歳以上の児童については全額を、3歳未満については半額を免除する措置を引き続き実施することとします。また、峰浜地区統合子ども園建設に向けた建設設計業務委託と設置場所の地質調査業務委託を実施し、可能な限り早期に幼保連携型認定子ども園の開園に向けて取り組んでまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

文部科学省は、平成29年3月の次期学習指導要領の改訂を受けて、小・中・高を通じた外国語教育全体の抜本的充実を図ることとしていることから、小・中学校における外国語教育の充実を図るため、引き続きALT（外国語指導助手）1名を継続配置します。また、子どもたちの国際理解や外国語学習への対応、異文化交流を図るため、国際教養大学及び秋田大学との連携事業を引き続き実施してまいります。

次に、ICT教育（情報通信技術教育）についてであります。全国に先駆けて学校教育にICT教育を導入し、授業の中で活用しているところではありますが、導入してから5年経過し、経年劣化したICT機器、いわゆる大型電子黒板やタブレットパソコンなどの更新と、国の学習指導要領の改訂に伴う小学校外国語教育の拡充やICT活用スキルの向上、プログラミング学習の導入等が示されていることから、今年度は、これまでのICT教育をさらに進化させた事業を導入して実施してまいります。そのようなことから、保育や教育においてICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるように、情報通信に詳しいICT支援員を引き続き配置してまいります。

次に、発達障害など自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うことを目的として、引き続き特別支援教育支援員を配置してまいります。

次に、学力フォローアップ事業ですが、よい学習習慣、基礎学力の定着を図ることを目的に、夏休みと冬休みを通じて、文部科学省事業の「地域未来塾」と融合させながら引き続き実施してまいります。

次に、子ども子育てマイブック事業ですが、読書への関心や活字に触れる機会を持っていただくことなど、読書への習慣化を促進するため、また、子どもたちや保護者の希望も多いことから、引き続き本事業を実施してまいります。

次に、文部科学省は、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める目的でコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置を進めており、当町でも、平成29年度に文部科学省の事業承認を得て小・中学校を一つにまとめた学園方式のコミュニティ・スクールを立ち上げたところでありますが、今年度も引き続き文部科学省の支援を得て継続実施してまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

「第3次八峰町社会教育中期計画」の2年目にあたり、5つの基本方針と具体的な施策について、進捗状況を評価するとともに点検・見直しを行いながら計画を進めてまいります。

生涯学習・社会教育の振興については、町民の要望や地域課題に応じた各種講座の開催、学社連携事業や放課後子ども教室の実施、ことぶき大学の運営、図書室と移動図書館車による読書活動の促進等を行います。また、家庭での学習が困難である生徒や学習の遅れがちな生徒などを対象に、八峰中学校と連携して引き続き「地域未来塾」事業に取り組み、ICTなどを活用して学習支援を行います。さらに、昨年からはまりました県の委託事業「秋田で学ぼう！教育留学推進事業」を引き続き実施します。

文化活動の振興については、町民文化祭の実施、史料調査活動の支援、歴史講演会やあきた白神子どもの俳画大会などを引き続き開催します。

スポーツの振興等については、体育協会等と連携・協力して各種スポーツ大会を開催します。スポーツ少年団についても支援してまいります。また、秋田県全市町村が取り組んでいるスポーツイベント「チャレンジデー」や、秋田25市町村対抗駅伝「あきたふるさとラン！」にも引き続き取り組みます。

文化交流施設や体育施設については、適切な維持管理を行うとともに、老朽化した箇所の補修・改修等に努めてまいります。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、小・中学校児童・生徒の給食費の半額措置について引き続き実施し、保護者の子育て支援策として負担の軽減を図ります。

学校給食への地場産物の活用については、町内関係団体等のご協力を得ながら安全で安心な地元食材の納入確保に努め、さらには、献立の工夫や手づくり食品による「安全でおいしい給食」を提供してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

平成30度からは、国民健康保険制度改革により秋田県が保険者となる初めの年度になるため、慎重かつ適切に対応してまいります。

加入者の医療情報を分析し適切な保健指導を行うため、データヘルス計画、特定健康審査・特定保健指導実施計画をもとに特定健康診査やがん検診等の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療などによる適切な医療を受けていただくとともに、糖尿病重症化予防対策事業を実施し、糖尿病の合併症の予防や後発医薬品差額通知等を実施して医療費の抑制に努めてまいります。

また、歳入歳出予算額は、平成29年度より2億2,752万9,000円少ない9億5,353万円となっております。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

新たに老人福祉計画・介護保険事業計画を策定し、新総合事業への移行を適切に行い、介護サービスや介護予防サービスの充実に努めてまいります。また、在宅での医療と介護の連携体制の強化を図るため、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業を新たに実施し、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、認知症の相談に対応するための医師を能代市山本郡医師会にお願いするなど、地域包括支援センターと併せ、在宅での生活を充実させます。

歳入歳出予算額は、平成29年度より389万2,000円少ない12億1,929万円となっております。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、平成29年度より318万8,000円多い8,786万2,000円となっております。

す。

次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸し付けを行います。また、森林環境保全直接支援事業として、水沢山2番に杉とコナラの植栽を実施。森林農地整備センターと白神森林組合との三者契約をしている水沢山3番、14番等の立木の売払いを引続き行います。

歳入歳出予算額は、平成29年度より1,108万5,000円少ない1,596万7,000円となっております。

次に、八峰町営簡易水道事業特別会計について申し上げます。

平成32年度からの公営企業法適用に向けての基礎調査として、固定資産調査等を継続します。住民生活に不可欠な水道水を安全に供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成29年度より1,494万8,000円少ない2億5,059万6,000円となっております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境の構築や公共用水域の水質保全など、生活や自然環境の保全に大きな役割を担っており、八峰町住まいづくり応援事業の下水道新規加入助成金の活用を促し、加入促進に努めます。また、秋田県及び関係市町村が共同で進めている、県北地区広域汚泥処理施設事業や下水道事業等固定資産調査共同事業を継続します。施設管理では、浄化センターやマンホールポンプ等の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成29年度より3,019万5,000円少ない2億9,416万8,000円となっております。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

石川、岩子大久保岱、埜地区において、各施設の良好な維持管理に努め、今後とも加入率の向上を目指します。

歳入歳出予算額は、平成29年度より46万1,000円多い6,757万7,000円となっております。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

岩館地区は、施設の安定した維持管理に取り組み、今後とも加入促進に努めます。

歳入歳出予算額は、平成29年度より1,151万8,000円少ない4,379万2,000円となっております。



次に、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

平成25年度以降、個人設置型の浄化槽設置整備事業を実施しており、補助制度を活用した浄化槽の設置を促すとともに、適切な合併処理浄化槽の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成29年度より69万円多い340万8,000円となっております。

次に、八峰町営診療所特別会計について申し上げます。

町営内科診療所については、常勤医師の確保を目指しながら、三木医師一人体制で診療いたします。また、住民への便宜を図るため、金曜日の午後の診療を増やし、本院で月曜日と火曜日と金曜日が午後、木曜日が午前中、埴川分院では火曜日の午前中の診療として地域医療の確保に努めてまいります。また、歯科診療所については、老朽化に伴う歯科診療所の屋根及び外壁等の改修工事や診療用チェア及びレントゲン機器を更新し、医療サービスの充実に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成29年度より540万1,000円多い7,213万6,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げます、平成30年度予算編成方針の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（芦崎達美君） 休憩いたします。再開は11時20分より開会します。

午前11時13分 休 憩

.....  
午前11時20分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第1号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第1号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由です。秋田県から権限移譲を受けている事務手数料の標準額について、地方分権計画に基づき見直しが行われたため、改定するものであります。

次のページをご覧ください。

砂利採取法に基づく採取計画の申請及び変更申請に対する審査手数料が改定されており、申請が「3万7,700円」から「3万3,900円」に、計画の変更が「1万7,000円」から「1万5,000円」にそれぞれ減額されます。

なお、施行日は、平成30年4月1日からということになっております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第2号について説明いたします。

議案第2号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由ですが、国民健康保険施行例の一部改正により、条例制定するものであります。

次のページの中ほどをご覧ください。

内容ですが、平成30年4月1日の国民健康保険法施行令の一部改正に基づき秋田県が保険者となることから、「町が行う国民健康保険」の下に「の事務」を加え、「町が行う国民健康保険の事務」に改める点が1点です。また、「国民健康保険運営協議会」を「市町村が行う国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める文言の改正であります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、八峰町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、八峰町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですけれども、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

内容ですが、中ほどです。国民健康保険税水準の著しい上昇の抑制、又はその他国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、八峰町国民健康保険事業基金を設置し、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計に積み立てるものとします。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
日程第7、議案第4号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。  
八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でありますけども、下の方にありますが、途中からですけども、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたことに伴い、住所地特例の適用を受けた被保険者に対する保険料の徴収のため、条例の一部改正を行うものであります。

端的に言いますと、75歳未満の国保の被保険者が75歳に到達した時点においても継続して後期高齢医療において住所地特例の被保険者となるというものであります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第5号を説明いたします。

議案第5号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですけれども、介護保険料については3年を1期とし見直しが行われることとなっており、第7期介護保険事業計画において、保険料の改正が行われることとなります。また、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例改正をするものであります。

内容であります、次のページ、中ほどですけれども、第2条の関係であります、保険料の額の改定であります。基準額の第5段階の保険料月額「5,900円」を、900円アップし「6,800円」とするというものの内容であります。中ほどに、6行目にですね、同項第5号中「7万800円」を「8万1,600円」に改めとありますが、これが年額となります。その月額が「5,900円」から「6,800円」になるという中身であります。それから、第8条のところですが、これは保険料の免除についてです。土地収用法その他の法律に定めるところにより土地等を収用し、又は使用することができる公共事業によって、土地等

の収用、買収、換地処分、消滅等による譲渡所得がある第1号被保険者が、当該土地等の収用等があった日から起算して2年を経過した日までに規則で定めるところの代替資産を取得したものへの保険料の免除というところであります。それから、第10条については「第1号被保険者」を「被保険」に改めるという文言の改正であります。

この条例は、平成30年4月1日から施行するということであります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。介護保険法の改正により、市町村が条例で指定居宅介護支援等の基準を定めなければならないこととされたため、新規制定するものであります。

表記にあります指定居宅介護支援事業者とは、ケアマネジャーのおります事業所を指します。本町においては、特養松波苑と社会福祉協議会があります。事業の運営に関する内容なので、改正点につきましては割愛させていただきます。

この条例は、平成30年4月1日より施行する。ただし、第15条の規定は、同年10月1日から施行する。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。介護サービス事業の基準については、介護報酬に係る改定と併せて3年に一度見直しが行われます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、一部改正を行うもので

あります。

改正内容は、認知症対応型共同生活介護、この施設ですがグループホームを指します、の共同型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しについてが1点。それから、認知症対応型通所介護、これが認知症デイサービス、本町においては1か所ありますが、その認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化にかかわる改正であります。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出



提案理由であります。介護サービス事業の基準については、介護報酬に係る改定と併せて3年に一度見直しが行われます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、一部改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、介護予防認知症対応型共同生活介護においては、町内のグループホームであります。そのグループホームにおける身体的拘束等の適正化と、書類のすね保存年限を2年から5年に改定する内容が主であります。

また、その次のページを見ますと介護医療院の創設とありますが、本町においては該当施設はありません。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定について。

八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。介護サービス事業の基準については、介護報酬に係る改定と併せて3年に一度見直しが行われます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、一部改正を行うものです。

改正内容は、町が社会福祉協議会へ委託しております包括支援センターの運営等に関する改正であります。改正する内容は、医療と介護の連携の強化、公正中立なケアマネジメントの確保、障害福祉制度の相談専門員との密接な連携などが改正する点であります。

この条例は、平成30年4月1日より施行する。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 議案第10号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由、中小企業信用保険法等の改正に伴い、八峰町中小企業融資あっせんの手続きの一部を変更する必要があるため、条例改正するものであります。

次ページにて説明させていただきます。

今回の一部改正では、条例内の保証人について定めている第5条第2項を改正するものです。

改正後は次のとおりとなります。

2、この融資に係る連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業主については不要とする。ただし、信用保証協会が認める場合は、この限りではない。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

この条例の改正により、法人の場合も一定の条件を満たせば法人の経営者の個人保証が不要となるということで、借り主の負担が軽減されることとなりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番議員。

○6番（柴田正高君） これが施行されれば、保証協会の保証料上がるのかどうか。それに関係するのかどうか、お知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） お答えいたします。

信用保証料については、町が負担しておりますが、今回まず信用保証協会が認めた場合、まず事業主のまず保証人、連帯保証がなくなるということで、これ、法で施行されるわけですが、結果的には、この条件自体が優良な企業であったりとかそういう部分が見られますので、こちらの町としての負担額に変更はございません。お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第11号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成30年度八峰町一般会計から1億1,000万円以内を繰り入れしようとするものでございます。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第12号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町営特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成30年度八峰町一般会計から2億2,000万円以内を繰り入れしようとするものでございます。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第13号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成30年度八峰町一般会計から7,000万円以内を繰り入れしようとするものでございます。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第14号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成30年度八峰町一般会計から5,000万円以内を繰り入れしようとするものでございます。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするも

のでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに  
ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可  
決されました。

日程第18、議案第15号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題  
とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第15号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入  
についてをご説明いたします。

八峰町合併処理浄化槽事業推進のため、平成30年度八峰町一般会計から400万円以内を  
繰り入れしようとするものでございます。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするも  
のでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は午後1時よりお願いします。

午前 11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前中に引き続き会議を開会します。

日程第19、議案第16号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは、議案第16号をご説明申し上げます。一般会計補正予算であります。

議案第16号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度八峰町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,631万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,516万4,000円とするものであります。

なお、2条の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

それから、第3条の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」によります。

第4条の地方債変更は、第4表の地方債補正によります。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤 和夫

それでは4ページご覧ください。

最初に、繰越明許費の補正の追加分であります。2款の総務費の総務管理費、広域市町村圏組合負担金35万9,000円の追加であります。それから、住民基本台帳費、これが74万2,000円の追加であります。次の6款の農林水産業費ですが、担い手確保経営強化支援



事業が1,149万7,000円の追加であります。それから、元気な中山間農業応援事業318万2,000円の追加であります。それから、土木費の道路橋梁費ですが、町道大沢大信田交差点改良事業1,187万9,000円の追加です。それから、ふれあい橋さわめ橋梁補修事業2,680万円の追加です。それから、9款の消防費ですが、防災無線整備修繕工事ということで4,222万8,000円の追加です。10款教育費、社会教育費ですが、図書購入費として91万円の追加であります。合計9,759万7,000円の追加です。

それから、その次の第3表、債務負担行為の追加でありますけれども、議会広報誌の印刷製本業務が62万3,000円。それから、町広報誌印刷製本業務が569万1,000円。それから、一般廃棄物の収集運搬業務委託4,200万円。それから、スクールバス関連が3校で1億621万4,000円でございます。

それから地方債の変更ですけれども、これにつきましては、中小企業融資斡旋資金利子補給金が限度額の変更ですけれども、456万円。それから、小規模事業所経営改善資金利子補給金136万6,000円。お試し暮らし用住宅借上が563万4,000円であります。

それから、その次の第4表の地方債補正ですけれども、事業確定による変更であります。臨時財政対策債が限度額が1億5,570万円。それから、遊休施設除却事業が1,830万円。それから、小型動力ポンプ積載車整備事業が850万円。文化ホール冷暖房整備更新事業が1,290万円。それから、過疎対策債、通常分ですけれども4億4,270万円。それから、過疎対策事業のソフト分ですけれども、8,720万円。災害復旧事業が360万円に限度額を変更するものであります。

なお、この詳細につきましては、後ほど16ページから19ページの歳入の町債のところに出てまいります。

それでは10ページ、ほとんど事業確定といいますか、確定並びに確定見込みによる減額補正のところについては詳細な説明は割愛させていただきたいと思っておりますので、後ほど質疑応答のところ、もし分からないところがありましたらご質問いただければと思います。

まず、12款2項民生費負担金55万3,000円の減額補正であります。内訳につきましては説明欄のとおりであります。

それから、14款1項1目民生費国庫負担金185万5,000円の減額であります。これも、内訳につきましては説明欄のとおりであります。その中の小細節の06、自立支援給付費負担金（過年度分）とありますけれども、これは平成27年、8年度分の過年度分の精算

に伴うものでございます。

それから、14款2項2目の民生費国庫補助金262万4,000円。それから、4目の土木費国庫補助金5,112万2,000円の減額。それから、災害復旧費国庫補助金264万9,000円の追加。これにつきましても、内訳につきましてもは説明欄のとおりでありますけれども、一番大きい02の社会資本整備総合交付金とありますけれども、これは事業費配分が最終的に確定して、この分減額なったものでございます。それから、その下の公共土木施設債の過年度分というのがありますけれども、これも平成27年災害の精算でございます。

それから、14款3項1目の総務委託金81万3,000円の減額ですが、これは衆議院選挙にかかった分の精算であります。

それから、15款1項1目民生費負担金331万5,000円ですが、これも説明欄のとおりでございます、内訳につきましてもは。

それから、15款2項県補助金の1目の総務費県補助金455万8,000円の減額ですが、これも事業完了によるものであります。それから、2目の民生費県補助金1,033万3,000円、これもここに書いてあるとおり事業完了によるものでございます。それから、4目の農林水産業費県補助金231万6,000円の追加でありますけれども、減額につきましてもはそれぞれ事業完了によるものでありまして、一番下の58、元気な中山間農業応援事業補助金、これは追加配分されたということで、これ2分の1補助の分ですが、これは真瀬ファームさんの分が76万3,000円、それから白神農産さんの分が18万3,000円で、関連の歳出が32・33ページの農地費の方に出てまいります。

それから、その次のページですが、63の担い手確保経営強化支援事業補助金ですが、1,149万7,000円の追加ですけれども、これにつきましても、株式会社未来ファーム、それから農業法人はっぼう農園、それから有限会社白神ファームの3つの法人の分でございます。

それから、15款3項1目総務費委託金380万3,000円の減額。これは、秋田県議会議員、それから秋田県知事の選挙の完了に伴うものであります。

それから、17款1項1目一般寄附金3,000万円。これは行政報告にもありましたとおり、龍角散からの寄附であります。それから、2目の教育費寄附金100万円。これは金谷信榮氏からの寄附でございます。

それから、18款2項1目財政調整基金繰入金、マイナスの2億円の減額でありますけれども、これは当初3億8,000万円繰り入れしたわけですが、そのうちの2億円を

戻すということでございます。

それから、19款 1 項 1 目繰越金ですが、前年度繰越金 1 億7,378万3,000円であります。これによりまして留保額が6,357万3,000円となります。

それから雑入ですけれども、これにつきましてもそれぞれの事業精算によるものでありまして、3,411万7,000円の補正であります。

それから、21款 1 目の町債ですが、先ほど町債の補正のところありましたけれども、その内訳であります。総務債が3,180万円の減額、農林水産業債が3,660万円の減額、それから土木債が2,280万円の減額、それから 5 目の消防債が110万円の減額、それから 6 目の教育債1,020万円の減額、それから災害復旧事業債130万円の追加ということで、合計で 1 億120万円の減額でございます。詳細については、説明欄に書いてあるとおりでありますので省略いたします。

それから、歳出にいきたいと思います。

1 款 1 項 1 目議会費ですが、43万4,000円の減額であります。事業完了見込みに伴う減額であります。

それから、2 款 1 項 1 目の総務の一般管理費から 2 目の文書広報費、それにつきましても事業見込みによる減額であります。確定見込みによる減額であります。それから、4 目の会計管理費 7 万4,000円の追加ですが、これは時間外勤務手当ということで、実は配置した特任官が12月で退職したということで、それによる職員の時間外の追加でございます。それから、財産管理費861万円の減額。それから、企画費の2,135万5,000円の減額。いずれも事業完了によるものでありますけれども、そのうちの企画費のですね需用費の修繕料ですけれども、これは全協でも説明しましたけれども、沢目駐輪場が経年劣化で駄目になったということで修繕するものであります。55万2,000円です。あとは事業確定による減額であります。それから、9 目の自治振興費、これは財源更正で高野々のコミセンの分、前、基準前、一般財源で見ると予定であったものが過疎債に変更になったということでございます。それから、12目の町有バス管理費90万円の減額であります。それから、14目の諸費17万1,000円の減額、これも確定見込みによるものであります。

それから、その次の 2 款 4 項 2 目から 3 目につきましては、それぞれの選挙の完了に伴う減額補正であります。秋田県知事選挙費が115万3,000円の減額。それから、秋田県議会議員補欠選挙費が265万円の減額。それから、4 目の町長・町議会議員一般選挙の事業費の67万円の追加ですが、これは 4 月の選挙の準備のための補正でございます。それ

から、5目の衆議院議員選挙費81万3,000円、これも選挙完了に伴う確定による補正であります。

それでは、次の26ページ、3款1項1目の社会福祉総務費ですが、196万6,000円の減額であります。その中で一つだけ使用料のところでは7万円の追加になってありますが、これはコピー機の使用料でございます。それから、老人福祉費24万9,000円の減額、これも確定に伴うものです。それから、障害福祉費900万円の減額、これも事業確定に伴うものです。それから、医療給付費1,104万1,000円の減額、これも事業確定に伴うものであります。それから、国民健康保険費2,832万円の補正でありますけれども、これは全協でも説明しましたとおり、今度国保のやる主体が県の方に行くということで、基金積み立ての分が3,000万円、それから、ただ今実績見込みによる減が168万円ありますので、差し引きして2,832万円補正するというものであります。それから、介護保険費ですが80万8,000円の減額です。その中で増えてるのが食の自立支援、配食サービスの委託料ですが、これは利用者が増えたことによる増でございます。それから、後期高齢者医療費84万2,000円の減額ですが、これも事業確定見込みによるものであります。

それから、3款2項1目児童福祉総務費、これも事業完了見込みに伴うものでございます。585万円の減額です。それから、2目の子ども園費456万6,000円の減額ですが、これも完了見込みに伴う減額でございます。

それから、4款1項1目保健衛生費33万7,000円、これも事業完了見込みに伴うもので、確定等に伴うものであります。それから、7目の町営診療所費467万1,000円の減額ですが、これも事業確定見込みに伴うものでございます。

それから、4款2項1目の清掃費293万2,000円の減額ですが、これも事業完了に伴うものであります。

それから、6款1項1目農業委員会費129万1,000円の減額ですが、これも事業完了に伴うものであります。それから、2目の農業総務費29万2,000円の減額、これも事業完了に伴うものでございます。それから、3目の農業振興費5,692万6,000円の減額ですが、そのうち大きいのが、15節のしいたけ菌床製造施設関係の事業が完了したものに伴うものが大きな減額であります。

その次のページをご覧ください。

ただ、その中で一つだけ増えてるのが、補助金のところで担い手経営強化支援事業補助金ということで1,141万7,000円ありますけれども、これは先ほど歳入の15ページに出

てきた県補助金と同額を計上しているものでございます。それから、農地費ですが、5目の農地費238万円の補正であります。その中で増えてるのが、元気な中山間農業応援事業負担金288万2,000円、これは畑地化整備事業の関係の追加。それから、一番下の元気な中山間農業応援県営事業補助金、これは先ほどの県補助の分に町の12分の1のかさ上げ分を足した分でございます。110万4,000円。それから、7目の水田農業構造改革対策費14万円の補正でありますけれども、これにつきましては、歳入で入ってきたものをそのままトンネルで再生協議会の方にやるというものであります。それから、9目の鳥獣被害対策事業費43万円の減額ですが、事業実施見込みによるものであります。それから、11目の都市農村交流事業費26万1,000円の減額ですが、エアコンになってますけれども、これ漁火の館のエアコンの設置分でございます。

それから、6款2項3目林道整備費609万2,000円の減額ですが、内訳につきましては、事業確定によるそれぞれの説明欄のとおりでございます。それから、4目のオフセット・クレジット推進費15万1,000円の減額ですが、これは下刈り作業の手数料分でございます。

それから、6款3項2目水産業振興費40万4,000円ですが、イベント使用料が減額になってますけれども、これはハタハタフェスティバルの会場変更によってブースの使用料がいらなくなったということでもあります。

それから、7款1項2目商業振興費459万7,000円の減額であります。事業確定による減額でございます。それから、3目の観光費244万9,000円の減額ですけれども、これも事業確定によるものであります。一番下の19節の負担金補助及び交付金のところが50万円の追加になってますけれども、これは行政報告にもありましたように、大館能代空港の利用者が増えたということで50万円追加するものであります。それから、森林体験交流費171万1,000円の減額ですが、これも事業確定に伴うものですが、これは、ぶなっこランド、それから三十釜の木橋の手すりの工事等の終了による減額であります。特に19節の負担金140万円の減額につきましては、これ当初700万円ぐらい予算措置して、町が2割負担ということで140万円予算措置してあったんですけれども、工事費が500万円以下になったということで町負担がなくなったということで減額するものでございます。それから、6目のポンポコ山公園管理費34万9,000円ですが、バンガロー2棟、塗装やった分の完了によるものであります。それから、7目の温泉管理費60万3,000円の追加ですが、これは新源泉管理棟の水道電気代の2か月分の追加でございます。

それから、その次のページですが、8款2項2目道路新設改良費3,789万8,000円の減

額ですが、内訳につきましてここに書いてあるとおりであります。

なお、公有財産購入費のところの用地買収費の減額ですけれども、これは松原1号線の分が100万円、寺の後の道路拡張分のそれが196万9,000円、それから町道大沢大信田線の交差点改良の分が180万6,000円の減額であります。合わせて477万5,000円であります。それから橋梁維持費、これは補正額が3万1,000円ですが、内訳で増えているのが、委託料のふれあい橋さわめ橋梁補修工事委託費が180万円、これは町施工分ですけれども、それに合わせて工事の方もふれあい橋さわめ橋梁補修工事分が500万円追加してあります。それから、除雪費が528万7,000円の減額です。これは除雪業務管理システム導入業務委託が完了したことによる、入札の落札差額分です。

9款1項1目非常備消防費67万2,000円の減額ですが、事業完了見込みによる減額であります。それから、2目の消防施設費19万7,000円、これも事業完了によるものです。それから、3目の災害対策費25万円の減額、これも事業完了見込みによるものであります。それから、防災無線施設費ですが4,228万円の補正であります。これは先ほど歳入の方で17ページの雑入の方に出てきた分の対応額でございます。

教育費につきましては後ほど教育長からご説明申し上げますので、ページが飛んで48・49ページ、13款1項2目造林費16万6,000円の減額ですが、これは町有林の施業管理負担金の減額でございます。

それから、13款2項1目の国県支出金返納金2万6,000円、これも事業確定による追加でございます。

それから、13款3項1目の財政調整基金費3,000万円の補正でありますけれども、これは歳入で寄附金で龍角散から入ってきた分をそのまま財政調整基金に積み立てるというものでございます。

私からは以上であります。どうかひとつよろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、私の方から教育費についてご説明申し上げます。

ページからいくと40ページ、タブレットをご覧になっている方は99ページ目になります。

10款の教育費1項教育総務費、まず先ほど副町長もおっしゃったように、ほとんどが事業、また行事の確定に伴うものでございまして、新しく補正させていただいたものとの額の大きいものだけ説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、事務費の203万3,000円につきましては、その中の14節の104万円の自動車等になっていますが、これは子どもたちのプールへの夏休みの期間中の運行の関係の実績に伴うものでございます。次の教育助成費については、87万円については、ここに書かれておりとおりであります。

続いて、次のページであります。

小学校費であります。2目の八森小学校費のところの委託料として13節の977万8,000円、スクールバス運行業務委託料としてマイナス計上させていただいたものであります。これは、スクールバスは常に見直しを念頭に入れて費用の削減に努めておりまして、この見直しの結果ですね本数を少なくしたということで減額させていただいたものであります。当然これは保護者の了解を得て見直しするというものでございます。続いて、3項中学校費の八峰中学校費の791万3,000円でございます。この13節の委託料につきましても、スクールバスの運行委託料として777万6,000円であります。これも事業終了に伴うマイナスの計上でございます。次、幼稚園費であります。4項の幼稚園費、認定子ども園費の600万円につきましては、臨時保育士の賃金としてマイナス計上したものであります。八森子ども園の臨時保育士さんが2人、お産で退職されたための賃金の減額として計上したものでございます。

次のページ、44ページ・5ページになります。

社会教育費の社会教育総務費であります。3節の職員手当等について、19万5,000円の補正をさせていただきました。一般職の時間外勤務手当であります。12月の28日、年末ぎりぎりに、強風に伴いましてファガスの電力の引き込み関係が故障で全館停電してしまいました。新年度早々にまた事業があるものですから、年度中に直したいということで職員の対応と、それから監視員が途中で退職されて、その後決まるまでの間職員で対応したために、その分として19万5,000円の時間外勤務手当を計上させていただいたものでございます。それから、公民館費として計上させていただいたものの備品購入費110万円につきましては、金谷さんからいただいた図書の購入費として計上したものでございます。5目の八森文化交流施設管理費、ファガスの管理費として計上させていただいたものの中に、13節、15節、委託料と工事請負費につきましては、冷暖房設備の更新の事業完了に伴う入札差額でございます。

次のページ、46・47ページの学校給食共同調理場運営費の中の需用費として50万7,000円計上させていただいたものについては、燃料費、光熱水費の補正ということで計上さ

せていただいたものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。終わります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番山本優人君。

○10番（山本優人君） Jアラートの消防設備、非常用電源設備ですか、雷が落ちて壊れたということなのですが、その際に更新の機械が新しく同時になければならないというふうな全協の中で説明を受けたわけですが、もしあれが雷で壊れてなかった場合、どのぐらいまでもったのか。それと、今現在新しくした機械がですね、落ちなければどのぐらいもつのか、その辺回答ください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） ただいまの山本優人議員の質問にお答えをいたします。

糠森山及び八森役場庁舎につけているFWAという装置については、これまで10年程度経過をしている関係で、車もそうなんですけれども、備品の装置の部品の補償期間が7年ということになります。ですので、今、今度新しく入れたものについては、7年間については部品等の補償はあるというふうに業者の方から伺っておりますが、既に現在の雷落ちたものについては耐用年数が過ぎておりますので、何年もったのかということは今この場ではちょっと私、直接お答えすることはできませんので、業者の方に確認して、古いものがどのぐらいもつのかについては後でお答えしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 10番山本優人君。

○10番（山本優人君） そうすると、今新しくやったもの7年程度来れば更新の必要があるということになるわけですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 7年を過ぎると部品の補償期間が過ぎてしまうということですので、故障しなければそのままこうもっていくわけなんですけれども、故障した場合にもしかするとまた新しいものに入れ替えなければならないということになると思います。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。



これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第17号を説明いたします。

平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

平成29年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ842万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,511万4,000円とする。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページをご覧ください。

歳入であります。歳入のほとんどが事業完了によります補正です。その他の部分について説明をいたします。

1款国民健康保険税から、下の方の3款国庫支出金2項国庫補助金1目の財政調整交付金までが事業完了による補正であります。その一番下のですね4目の災害臨時特例補助金1節の災害臨時特例補助金18万8,000円の増であります。これはですね福島原発の避難者1世帯2名が本町に避難していることから、その方々のですね医療費と税のですね免除分を国より補助していただいたということであり。その18万8,000円であります。

次のページの4款の医療給付費交付金、それから7款の共同事業交付金までは事業完了に伴う補正であります。

次の10ページをご覧ください。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の、国民健康保険事業基金積立金繰入金であります。3,000万円であります。これは、一般会計からの基金積み立てのための繰入金であります。

次に、歳出であります。12ページをご覧ください。

歳出の方も事業完了による補正が主であります。

2款保険給付費1項療養諸費から7款の共同事業拠出金、14ページですね、そこまでは全て事業完了の確定のための補正であります。

そして16ページですが、9款の基金積立金1項基金積立金の1目基金積立金3,000万円ではありますが、これは先ほど話しました基金を積み立てるための基金積立金3,000万円あります。それから、11款の予備費ではありますが、そこは194万円ということで、これは歳入歳出を調整するための予備費ということになります。

以上が議案第17号であります。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 全協の中で説明ありましたが、今回基金条例を設けたりですね、国保会計の方に一般会計から3,000万円入れて、従来もってるやつを合わせて6,000万円ですか、そういうルール、当初、県の体制に対する今回のルールだと思うわけですが、これが運営されてる中で突発的なものがあれば、この基金から充当していく、そういうことだと思うんですが、これが規定、何といいますか、ルールみたいな感じでいって、赤字になればまた基金に積む、そういうことは考えられないんですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの質問にお答えします。

町のですね基金がまず赤字になればですね、今度県の方から県の基金で交付されるというような形で、次の年ですね、まあそれは借りることになりますが、それ借りて、次の年からまたその借りたお金を返還するというような形で、まずこの額がなくなったら、まず県から借りて補填していくというような形をとるといふことのルールになっております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 若干補足しておきます。

県の方から事業費の納付金の請求来ますけども、町の方でそれを納めると、あと給付費は県の方で来ますのでそれは問題ないんですけども、ただ、納付金の額納めれないような状況になりますと、県の方からは今度貸し付けという形で来ますので、貸し付けというのはいわば返さなきゃならない金なので、できればそういう事態とかに備えながら、今の段階である程度基金もっておった方がいいんじゃないかということで今回基金造成したわけですけども、これも今年度中にやらないと、来年度以降は一般会計から繰り入れしたりすると返済の計画とか出さないとそういうものをこうならない義務が課せられてきますので、いわばペナルティー的な要素になってきますので、そこで今年度中にまず基金に積み立てておいて、運用の中でどうしても保険税とかに影響あるなという時はそれを使っていくという立場で今回造成したことになりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。

○8番（嶋津宣美君） はい。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第18号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第18号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度八峰町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,827万4,000円とする。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページの歳入をご覧ください。

ここには、8款繰越金1項繰越金1目の繰越金585万9,000円、前年度繰越金ということで計上しております。これが追加です。

次のページ、歳出をご覧ください。

歳出であります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の13節の委託料、老人福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料43万2,000円の減とありますが、これは入札による減であります。それから、1款総務費3項介護認定審査会費の1目認定調査等費の13委託料の2の要介護認定OMR設定業務委託料の30万7,000円の追加であります。これはシステムですね、新しいシステムに変えたため、その対応のための追加ということになります。その他の項目につきましては、事業完了に伴う補正となっております。そして8款予備費であります。840万8,000円の予備費ということになります。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第19号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

- 福祉保健課長（堀江広智君） 議案第19号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,676万4,000円とするものであります。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページをご覧ください。

歳入であります。1款後期高齢者医療保険料、それから3款の繰入金、これらは事業完了に伴う補正見込みと実績になります。

次のページの歳出におきましても、全て事業完了に伴う補正であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第20号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

- 総務課長（佐々木高君） 議案第20号について説明させていただきます。

議案第20号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）です。

平成29年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ633万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,071万4,000円とするものであります。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページをご覧ください。

歳入です。1款1項1目財産貸付収入です。土地貸付収入408万円の増額となっております。増額の主なものにつきましては、沼田風力につきましては貸付が10月末の契約となっております。平成29年11月から平成30年10月までの分が平成29年度に入ってきたため、沼田風力の分を計上しております。そのほかについては、目名瀉風力で平成29年8月15日に地上権の設定が完了したこと、あと、目名瀉風力の平成23年6月合意の用地貸付予約金ですけれども、債権外に入れたものが事業開始に伴い財産会計に200万円入ってきたことによるものが大きな要因となっております。続いて、1款2項1目物件売払収入です。立木売払収入745万1,000円の減ですけれども、水沢山の立木等の売払収入実績による補正の減額となっております。続いて、3款1項1目雑入ですけれども、こちらも289万5,000円の減額で、沼田風力の羽下等の立木売払いの実績等による減額補正となっております。

続いて、次のページ、歳出であります。

1款1項1目財産管理費です。17節の公有財産収入については、雑入の沼田風力羽下の立木売払収入減に伴う減額であります。負担金補助及び交付金505万円ですけれども、内訳の中の土地貸付収入に伴う交付金の390万円増については、歳入の土地貸付収入400万8,000円増に伴う増額補正となっております。以下の3項目につきましては、歳入の減額に伴う補正となっております。2款1項1目予備費につきましては、歳入歳出調整のための補正となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第21号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第21号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

繰越明許費の補正です。

第1条、繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」によるものです。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

第1表、繰越明許費補正です。

1、追加。1款1項総務費、事業名として固定資産調査等共同事業負担金1,028万5,000円。これは県が主体となってやっている事業ですけれども、平成29年度の事業費全額繰越ということでありまして。これは調査が思うように進んでないということ、関係の市町村ともに全て繰越となっております。それから、事業名の下段ですけれども県北地区広域汚泥処理施設事業負担金です。145万8,000円の追加です。これも、工事は発注されてるんですけどもプラントの製品の製造が間に合わないということ、その分翌年度へ繰り越すということの手続になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第22号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第22号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,690万4,000円とするものであります。

平成30年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページをご覧ください。

歳入であります。1款診療収入1項外来収入2目歯科診療報酬収入1節歯科診療報酬収入の145万7,000円の追加であります。これは、昨年同時期2月末との比較でありませんが、約200万円の増が見込まれております。それを踏まえてですね、そのように補正をするものであります。それから1款診療収入2項その他診療収入、それから2款使用料及び手数料、3款繰入金は、事業完了等による補正でありまして、次のページをご覧ください。5款の諸収入1項雑入であります。1目の雑入の細節の2、自動車事故共済金25万9,000円ではありますが、これはバスですね自損事故の共済金が入ってきたものであります。それから、12節ですが補綴物の売払収入31万2,000円、それから子育て支援セン



ター電気料ということで10万1,000円、雑入として入っております。

次のページ、歳出であります。1款の総務費でありますけども、1節の報酬から18の備品購入費までは、実績による補正であります。それから2目の歯科一般管理費も、これは実績による11万9,000円の減額であります。それから2款の医業費1項医業費の2目歯科医業費であります。11需用費、医薬材料費57万1,000円と12役務費の手数料78万1,000円は、実績による減額ということであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第1号をご覧ください。

発議第1号

平成30年3月2日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

## 予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由については、平成30年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためでございます。

別紙の予算特別委員会の設置については、名称を「予算特別委員会」とします。

設置の目的が地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。

目的が次の議案について審議することということで、議案第23号、平成30年度八峰町一般会計予算について、議案第24号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてから議案第33号、平成30年度八峰町営診療所特別会計予算についての特別会計10議案についてであります。

設置の期間は、平成30年3月2日から平成30年3月16日までとします。

委員の定数は、11名です。

平成30年度予算審議に関する特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の予算に関する事項であります。

教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計予算に関する事項であります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1 番鈴木一彦君、2 番笠原吉範君、3 番水木壽保君、4 番須藤正人君、5 番腰山良悦君、6 番柴田正高君、7 番皆川鉄也君、8 番嶋津宣美君、9 番菊地 薫君、10 番山本優人君、11 番門脇直樹君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思いません。

午後 2 時 0 3 分 休 憩

午後 2 時 0 3 分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第27、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長には9 番菊地 薫君、副委員長には7 番皆川鉄也君が互選されました。

日程第28、議案第23号、平成30年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第23号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成30年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

次に、日程第29、議案第24号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第30、議案第25号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第31、議案第26号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第27号、平成30年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第33、議案第28号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第34、議案第29号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第35、議案第30号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第36、議案第31号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第37、議案第32号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第38、議

案第33号、平成30年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。これらの議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第33号までの平成30年度の特別会計予算に関わる10議案については、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

日程第39、議案第34号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 議案第34号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明をいたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町八森字八森275番地

氏 名 神 垣 睦 廣(昭和15年12月18日生)

平成30年3月2日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございますが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の神垣睦廣氏が平成30年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり同意されました。

日程第40、議案第35号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 議案第35号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明をいたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜小手萩字大沢40番地19

氏 名 金 平 嘉 孝(昭和25年6月3日生)

平成30年3月2日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございますが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の金平嘉孝氏が平成30年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

日程第41、議案第36号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第36号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明をいたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町八森字家の後11番地9

氏 名 佐 藤 孝 之（昭和29年7月18日生）

平成30年3月2日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございますが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の岩城朝夫氏が平成30年5月16日で任期満了となることから、新たに八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する佐藤孝之氏は、旧八森町商工会、八峰町商工会で通算35年5か月勤務され、八峰町商工会では7年間、事務局長を務められました。また、地域では37年5か月にわたり消防団員として活動され、平成26年から約3年間は第12分団長を務めて防災活動にご尽力されるなど、人格・識見とも十分な方でありますので、同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり同

意されました。

- 議長（芦崎達美君） 日程第42、議案第37号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 議案第37号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを説明します。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜目名潟字目名潟27番地

氏 名 柴 田 節 郎（昭和20年3月3日生）

平成30年3月2日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の柴田節郎氏が平成30年3月31日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひします。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

日程第43、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

---

午後 2時15分 散 会



署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 3 番 水 木 壽 保

同 署名議員 4 番 須 藤 正 人

同 署名議員 5 番 腰 山 良 悦



平成30年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成30年3月14日（水曜日）

議事日程第2号

平成30年3月14日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	今井利宏	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
産業振興副課長	成田拓也	建設副課長	内山直光
沢目子ども園長	川尻滝子	八森子ども園長	大坂江利子

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、ご苦勞様でした。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） おはようございます。傍聴の皆さん、ご苦勞様です。最後までしっかり傍聴してってください。

それでは、いよいよ最後の質問をさせていただきます。

私は、自分が生まれ育ったこの町が大好きです。また、八峰町誕生に多少なりともかわりをもった者として、この町がこれからもずっと存在することを願っております。そのために、この提言が少しでも役立てばとの思いで、今回で最後となりますが、町が持続し続けるためになすべきことと題して質問をさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、町の人口は毎年1.7%ずつ減少し、2040年には4,179名となるそうです。しかし、実際には、私はもっと減少しているのではないかと考えております。合併した年の平成18年の8月末の人口は、9,212名でした。そして今年2月末時点での人口は、7,328名だそうです。この間、1,884名の減少であります。国調に基づいた推計によりますと、この数をもっと少なくなつて、3,500から600人くらいの間だろうと推計されています。年齢構成別に見ますと、財政負担の中心的役割を果たす年代が減少して、65歳以上が53.5%になると見込まれ、住民の半分以上が高齢者となります。これからますます扶助費が増えてまいります。

一方、町の財政は数年前から財源不足が生じ、基金からの繰り入れが続いております。しかも、この繰入額が年々拡大しております。歳入の8割以上を地方交付税や国庫補助に依存しており、国の政策による影響を最も受けやすく、不安定であります。今や国の借金は1,085兆円に達し、今後、交付税増を期待できるような状況ではありません。さらに、合併算定替えの終了と人口減少により、地方交付税は大きく減少となるでしょう。

一方、財政負担の中心的役割を果たす年代の減少により、町の税収も減少してまいりません。

他方、歳出の方は、学校、文化施設、橋梁などの公共物が次々と耐用年数を迎え、これらの維持や改修に多額の費用が必要となってまいります。佐竹知事の言葉ではございませんが、今後一步も二歩も踏み込んだ歳出の削減が必要となります。このままだと町の存続すら覚束なくなるのではと心配しております。

そこで、ささいなことかもしれませんが、町のためになればとの思いで以下の提言をさせていただきます。

#### 1、未利用財産の処分と活用を行うこと。

町には、旧岩子小、埴川小、八森中グラウンド、旧役場庁舎跡地等、未利用の土地がたくさんございます。これらの土地の有償貸し付けや売却を図ること。

#### 2つ目、公共施設等管理計画の策定を行うこと。

計画書は策定されておりますが、この計画書には具体的数字や年度が明記されておられません。具体的に数字や年度を書き込むこと。例えば、今後さらに児童数が減少した場合、何名となれば子ども園の再度の統合や小学校の統合を行うとか、さらにそれ以上また減少した場合、小中一貫校を行う、建設するとか、また、文化施設などの改修も、何年後に耐用年数を迎えるということが分かっておりますので、何年度に改修を行うと明記すべきです。そうすることで、資金計画が立てやすくなると思います。

#### 3点目、産業振興を図り、新たな税収の確保を行うこと。

しいたけ産業のほかに、高齢者の方でも従事できるような産業の振興を図ること。町には家庭菜園が趣味だという高齢者の方や、野菜づくり名人と言われる方がたくさんおります。このような方々に、1坪でも2坪でも結構です、家庭菜園を行うつもりで生薬栽培に取り組んでいただく。さらに、選別や乾燥、調整なども行っていただく。そうすることで、高齢者の方々にも働く場が生まれ、ひいては医療費の抑制にも繋がってまいります。

#### 4点目、公共施設の使用料の見直しと民間への譲渡を行うこと。

来年度実施が予定されている消費税10%に対応し、使用料の見直しを行うこと。また、町が無償貸し付けを行っている白神自然食品、観光市、野菜集出荷施設などの施設を、現在使用しておられる団体などに有償・無償問わず譲渡を検討すること。また、町営住宅においては、耐用年数を迎えたものから順次、入居者に払い下げを行うこと。そうす

ることによって、今後発生する町の管理、それからその先にある解体費用が発生しなくなります。そして、払い下げを行った翌年から固定資産税が町に入ってきます。

5点目、業務改革の一環として事務事業の見直しを行うこと。

今、総務で抱えている給与、旅費、福利厚生、備蓄倉庫の備品管理、これらを外部へ委託すること。また、コンビニでも各種証明書の発行や交付を検討すること。これらを行うことで、職員の仕事量がいくらかでも少なくすることができます。

6点目、町単独補助金の見直しを行うこと。

ふるさと会、納税貯蓄組合等各種団体へ支給している補助金の減額や廃止などを行うこと。会の運営は、会費で賄うのが基本であります。しかし、町の主導で設立された会が多数であります。一様に減少や廃止を行うというのは難しいと思います。しかし、会員の減少にもかかわらず、何年も補助額が固定されている会が多数ございます。会費を納めている会員数に応じ、加えて活発に総会以外でも活発に活動しているかなどを年度ごとに精査した上で、補助額を決定すべきであります。納税貯蓄組合についての補助金についてであります。納税は憲法30条に定められている国民に課せられた義務であります。この課せられた義務に対し補助金を支出するということは、そもそもおかしいのであります。また、全ての納税がこの組合に加入しているわけではありません。この補助金は直ちに廃止すべきであります。

7点目、人口減少を見据えた定員適正化計画の推進を行うこと。

合併時の申し合わせで、5名の退職者に対し1名採用としております。しかし、国・県からの事務移譲などで職員の仕事量が増え、これが守れなくなっているというのが現状であります。以前、町長は私の質問に対して、合併10年後以降は2名の退職者に対して1名の採用でいくと、こういう答弁をなされておりましたが、これすらも今守れなくなっている現状であります。そこで、この申し合わせを改め、町民何十名に対し職員1名を置くと定めた方がよいと思います。

8点目、人事評価制度の充実を行うこと。

現在も評価結果は人事等に反映されておりますが、今以上に人事異動や昇進・昇給に反映させること。また、男女平等機会均等法を遵守して、特に女子職員の能力を評価すること。

9点目、各種委員会の選考の見直しと委員の削減を図ること。

委員会数の委員の削減を図ると同時に、できるだけ多くの町民の意見を施策に反映さ

せるよう、1人の方が複数の委員とならないよう配慮すること。

10点目、年度ごとに政策評価を行うこと。

政策評価を行うことにより、改めなければならない点や新たな発想が生まれ、次年度事業の見直しや予算編成に反映させることができるようになります。また、前例等にとられることも改められるのではないかと、こう感じております。

11点目、適正な債権管理体制の構築を行うこと。

債権には、ご存じのとおり公債と私債がございます。公債は時効がありますが、私債にはございません。教育委員会や福祉保健課、建設課、総務課など各課にわたって回収の見込みの薄い不良債権がございます。これらをまとめて一課で管理することで、収納業務が行いやすくなります。また、債権管理条例を制定して、収納見込みのない私債については不納処理とすべきであります。さもなくば、自治令171条5の規定によって、徴収不納と徴収停止とすべきであります。こうすることで、督促事務など多少の事務量の軽減になろうかと思えます。

12点目、指定管理制度や第三セクター制度の見直しを行うこと。

指定管理施設の使用料金のあり方を見直し、収入増を図ること。今、各自治会には町で建設したコミュニティセンターが何件かございます。将来は、これらのコミュニティセンターからも町の方に多少なりとも使用料が入ってくるような制度に改めることで、町の収入増にいくらかでも繋がるのではないかと、かように思っております。また、町長は第三セクターの社長の兼務をやめること。長が社長だと、どうしても町の関与が強まります。町の関与は運営の大綱にとどめ、民間の企業意欲が十分発揮できるよう努めること。

職員の皆さん、これまでの慣例や前例にとられることなく、英知を結集し、新たな視点と発想でこの町を持続発展させていってください。期待しております。以上、12点に対する町長の考えを伺います。

私は今任期で引退いたします。思えば議員としての18年間、あっという間に過ぎ去ったような気がいたしております。この間、同僚議員の皆さんや職員の皆さんに支えられ、有意義な時を過ごすことができました。ありがとうございました。

町長も今任期で勇退なされます。あなたのこれまでの功績は、町の歴史にしっかりと刻み込まれることでしょう。長い間本当にご苦労様でした。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。それでは、柴田正高議員のご質問  
にお答えいたします。

項目が多いので、早速中身に入りたいと思います。

まず、①未利用財産の処分と活用についてお答えをいたします。

当町を含め多くの地方公共団体では、厳しい財政状況が続く中、公共施設等の老朽化  
対策が大きな課題となっており、今後、人口減少と少子高齢化などによる公共施設等の  
利用状況の変化が予想され、現状を把握し長期的な視野に立って、更新、統廃合、長寿  
命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることが必要となっております。

現在の町内公共財産の主な貸し付け状況ですが、土地及び建物の無償貸し付けが旧八  
森中学校、旧岩子小学校、旧石川子ども園、旧八峰町商工会館で、旧八森小学校につい  
ては土地の借地料、旧観海子ども園については土地及び建物の借地料を負担いただき、  
農作物の加工施設、陸上あわびの養殖場、福祉施設、社会福祉協議会の事務所などで活  
用いただいております。

ご指摘の旧岩子小グラウンドについては、平成24年に岩子地区の運動会が行われて以  
来、利用はなく、岩子自治会に草刈りなどその管理の一部をお願いしております。また、  
旧役場庁舎跡地につきましても、旧八森庁舎跡地については一度募集をかけたことはあ  
りますが、応募はなく、工事などの際に資材置き場として、それから旧峰浜庁舎跡地に  
つきましても、消防操法大会の練習場として利用される程度となっております。また、  
旧埴川小グラウンドも、自治会野球の練習会場に使用したいとの問い合わせをいただく  
程度となっているのが現状で、旧八森中学校グラウンドも含め、これら建造物のない敷  
地の通年での利用や買収などの問い合わせは、現在まで寄せられておりません。

未利用財産につきましては、希望があればその処分や利用方法を検討することになり  
ますが、現時点で有効な活用方法等を見出せない状況にあり、今後も引き続き検討して  
まいりたいと考えております。

なお、統合により廃校となった小・中学校のグラウンドは、災害時の指定避難場所と  
なっているため、草刈りなどの管理は引き続き行ってまいります。

次に、②公共施設等管理計画の策定についてであります。現在、町が所有する公共施  
設等を今後もこのまま維持していくことが財政的に困難であるとして、公共施設の総量



の削減と維持管理の方針を示すことを目的とし、平成29年3月に公共施設等総合管理計画と個別施設計画を策定しております。

平成29年においては、同計画に基づき、旧社会福祉協議会事務所や旧八森子ども園、旧岩館子ども園を解体、道路橋梁の維持補修や文化ホール冷暖房施設の更新などを行いました。

同計画において、小・中学校においては児童生徒数の動向を見て小中一貫校について検討していくとしているものの、ご指摘のとおり児童生徒数については明記しておりません。小中一貫校については、今後の社会情勢の変化や地域環境の変化を見極めながら、必要と思われる時期が来れば、保護者や地域住民、学校関係者等を交え話し合いをしていかなければならないものと考えておりますが、本計画においては児童生徒数を明記することは考えておりません。現在、各学校は改修を終えたばかりで、当面は適切な維持管理に努め運営していくこととなります。

また、本計画においては目標年次を明記している施設もありますが、法定耐用年数が過ぎたからといっても適切な維持補修により長寿命化が図られることから、計画策定段階では明記する必要性を感じておりませんでした。平成30年3月1日付にて国の同計画策定指針の改訂があり、「経費・財源の見込み」を計画に盛り込む必要性が生じたので、平成30年度で計画の見直しを行う予定となっております。

次に、③産業振興を図り、新たな税収の確保についてであります。これまで、町民の雇用の確保、雇用機会の拡大を図ることを目的に「仕事づくりのための産業振興」施策に取り組んでまいりました。柴田議員が述べた、しいたけ産業の基盤強化を図ったほか、生薬栽培、町内の中小企業等に対し雇用奨励や起業支援などの助成事業を創設し、多くの雇用を生み出してまいりました。また、平成29年度からは、退職後の就労にも繋げることができる「資格取得支援事業」を創設し、就労支援を行っております。

さて、高齢者が従事可能な新たな産業の立ち上げについてですが、現状として、高齢者と呼ばれている65歳以上であっても、その多くは企業や家庭では仕事に従事しており、労働力としては若者と比べても遜色がないものと判断しております。このことから、高齢者に向けた産業の立ち上げを検討しつつも、当面はこれまでどおり、年齢には特化しない「仕事づくりのための産業振興」施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、豊富な知識と経験を持つ高齢者は町の宝であり、豊かなまちづくりを進めていく上で欠かせない方々です。これからもまちづくりの戦力として、様々な場面で貴重な

ご意見、ご指導を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

次に、④公共施設の使用料の見直しと民間への譲渡についてであります。平成27年4月に消費税の一部が改正され、消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引き上げ時期が来年の平成31年10月1日とされました。これにより、国・県及び周辺市町村の動向なども参考にしながら、当町においても各種使用料の見直しなどについて検討・協議していくことが必要と考えております。

次に、白神自然食品や観光市の譲渡についてですが、お話にあった白神自然食品株式会社に対しては八峰町農林水産物処理加工施設を、一方、はちもり観光市組合に対しては漁村コミュニティ市場を、それぞれ町が指定管理者として指定しておりますが、両管理者から譲渡してほしいとの要望はこれまでありませんでした。

今後、管理者から譲渡の要望があった場合は前向きに検討してまいります。要望がない場合は、公共施設等総合管理計画に基づき、農林水産物処理加工施設については、耐用年数経過後の平成34年を目処に、現施設から撤退等の場合を視野に入れ、施設の売却もしくは加工場としての貸し出し、解体などを検討してまいります。一方、はちもり観光市については、昭和63年の建築以降、既に29年を経過しているものの、耐用年数の34年を経過するまでは必要に応じ改修するとともに、指定管理者を指定する際に、今後の経営方針等について協議してまいりたいと考えております。

次に、⑤業務改革についてであります。現在、国では地方行政サービス改革の取り組み状況等に関する調査を実施しており、地方公共団体が行う事務事業の民間委託の状況や指定管理者制度の導入状況などを調査し、結果を公表しております。給与、旅費、福利厚生などの調査項目もありますが、首長部局や教育委員会部局の業務の集約化に関するもので、業務委託に関する調査行われておりません。

当町では現在、県内12町村で構築する秋田県町村電算システム共同事業組合に加入し、同様の人事、給与、財務会計システム等を利用しており、時間外勤務手当を除く、給与、共済などと財務会計システムを連動させ事務の簡素化を図っておりますが、秋田県や構成12町村でも、給与、旅費等の業務の外部委託は行っておりません。

なお、職員の福利厚生については、人間ドックなどの健診の際の助成のみとなっております。簡易な事務のため、臨時職員で対応しております。

給与について外務委託をする場合は、支払い業務のみの委託ではさほど事務の簡素化には繋がらず、人事、共済、社会保険などの処務事務を含めた人事給与全体を、費用対

効果や情報のセキュリティの面などを含め検討することになると思われま。また、旅費につきましては、秋田県においても、出張先、時間などを旅行会社に示すことで切符などの手配をお願いしているとのことですが、予算の執行についての委託は行ってないとのことでした。

ご指摘の「給与、旅費、福利厚生業務を外部委託」につきましては、現時点で業務委託を進めることはなかなか困難と思われま。ので、電算組合の管理者会議の中で話題に挙げるなど、県内外の状況などを含めて確認してまいりたいと考えております。

次に、コンビニでの各種証明書の発行や交付についてであります。マイナンバー法が施行され、全国的に住民票や戸籍、印鑑証明等のコンビニ交付サービスが普及しております。東北管内では、43の地方自治体がサービスの提供及び平成30年度内のサービス開始を予定しており、秋田県内でも、由利本荘市と横手市が昨年、秋田市が10月からサービスを行うことになっております。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを取得することで、年末年始を除き午前6時30分から午後11時まで利用することができ、非常に便利なものとなっております。マイナンバーカードを持参することで、役場や郵便局などのワンストップサービスで行う対面などでの本人確認が行われないこととなります。コンビニ交付にはマイナンバーカードの取得が必須ですが、現在、当町の取得率は6%程度にとどまっており、今後、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、他市町村の動向も見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、⑥町単独補助金の見直しについてであります。平成28年に町単独補助金総額3,323万円を交付している36団体について、決算状況を把握して活動状況や剰余金の調査を行っております。本調査においては、減額や廃止の対象となる団体はありませんでしたが、平成22年に実施した各種団体への調査では、活動の内容がない、事実上休止している、また繰越金が多額であるとの理由から、補助金を廃止・減額した事例もあります。今後、税収や地方交付税の減により町財政状況も厳しくなっていくことから、各種団体の活動に対する会費負担のあり方についても考慮しながら、町単独補助金については適宜見直しを図ってまいります。

次に、⑦人口減少を見据えた定員適正化計画の推進についてであります。平成28年6月議会定例会で、笠原吉範議員の質問に対し、「今後の職員採用の考え方として、事務の効率化やアウトソーシングの推進に努めてきたものの、地方創生関連事業やマイナ

ンバー施行に伴うセキュリティ対策、権限移譲事務など、新たな事務量も増えてきており、また、現在、秋田県町村電算システム共同事業組合など外部組織への職員派遣が増加傾向にあることなどから、今後は、総合振興計画や地方創生総合戦略などで計画しております各種事務事業が円滑に推進できるよう、各年度の退職者、再任用予定者など、その時々状況を勘案しながら柔軟に採用人数を決定してまいりたいと考えております。」とお答えしたほか、平成28年度決算の付帯意見に対しても、「各種事務事業をより円滑に推進するため、各年度の退職者、再任用予定者など、その時々状況を勘案しながら、事務量に見合った職員数となるよう、新規職員採用人数を含め柔軟に対応してまいります。」と回答しております。

ご指摘のとおり2040年には4,179人と推計している調査結果もありますが、町としては、人口減少対策は最も重要な主要施策の一つと位置づけ、人口ビジョン及び総合戦略において5,060人までに抑えられるよう、様々な事業を推進していくこととしております。

人口減少は避けることのできない現実であります。しかしながら、住民サービスを低下させることなく各種事務事業を円滑に推進していくことも、行政を持続させるために重要でありますので、その時々状況を勘案しながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、⑧人事評価制度の充実についてであります。当町では平成28年度を試行年とし、今年度から人事評価制度を本格実施しております。4月に職員から提出された人事評価記録書に記載された目標に対し、年間の達成度を、管理職以外の職員については各管理職が、管理職については副町長が一次評価を行い、最終的に私が評価して判断することとなります。今年度の評価結果につきましては、来年度の手当や昇給に反映することとなりますが、制度がスタートしたばかりであり、誰が評価しても同じような結果となるよう、評価する側の能力の平準化も一つの課題となっております。今後も、評価者の研修を継続して実施するなど、制度が適正に運用されるよう努めてまいります。

次に、⑨各種委員会の選考の見直しと委員の削減を図ることについてであります。委員の選任方法については、法律や条令、規則、要綱などで定められております。特に、法律に定められている委員や法律の規定により条例や規則で設置しなければならないとなっている委員については、選任の対象となる人が決まっているのがほとんどであります。町独自で設置している委員会や審議会、協議会などについても、条例や規則、要綱の規定に従って委員を選任しています。

選任する基準には、行政機関の長や代表者、各種団体・組織の長や代表者など、関係団体の代表者を選任することになっている委員や、また、医師や薬剤師、保健師、民生委員、学校長などその職で選任することになっている委員もおります。そのほか、学識経験者や関係者、精通者などの中から選任することになっている委員もおります。どの委員会や協議会、審議会でも委員の定数が定められ、任期もあり、選定基準があるのがほとんどであり、また、期限付きの審議会や委員会などもあり、短期間に答申や結論、結果を出していただかなければならない場合もあります。いろいろな制約や条件の中で審議や審査、協議などをしていただく場合が多いので、やはり内容に詳しい方、精通している方、学識経験者の方々から委員をお願いしているというのが現状でありますので、結果的に同じ方に複数の委員をお願いすることになることにもご理解をいただきたいと考えております。

4月の町長・町議会議員一般選挙の立会人についても公募しておりますが、四、五人の応募にとどまっており、協力いただける方をお願いしている現状もあります。

人口減少に伴い、委員をお願いすることも難しくなってきましたが、その時々状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、⑩年度ごとに政策評価を実施することについてであります。国・県はじめ町行政においても事業評価が求められることが多くなってきており、町としても平成30年度予算の主要事業のヒアリング資料を改訂し、「事業の必要性」、「事業効果」のほか、事業効果を達成していない場合は、達成見込み年度、未達成の原因と解決方法、事業廃止の可否について記載させているほか、達成している場合は、達成したと判断される実績、達成してもなお継続が必要な理由を明記させて政策評価を行い、事業の緊急性、優先度を判断して予算編成を行っております。

次に、⑪適正な債権管理体制の構築を図ることについてであります。町では、町税や保険税、貸付金や使用料など債権の収納向上を目的とした八峰町収納向上対策本部を設置するとともに、担当者を含めた八峰町収納向上対策連絡会議を開催し、各課所管債権の収納状況、債権取り扱いにおける滞納者への対応や課題などの情報を共有しております。

この会議の中でも以前、未収債権対策として、未収債権徴収に特化した部署の設置を検討したことがございました。いわゆる不良債権の一元化管理でございまして、本来それぞれの担当課で行う収納業務が安易に一元化担当部門任せとなる懸念があることや、

一元化担当部門の人員配置の費用に対し収納額が見合わない可能性が高いなどという理由から、見送った経緯がございます。

いずれにしましても、未収債権の徴収事務では、多くの経験と専門の知識や技術が求められます。今後も適宜連絡会議を開催し、債権管理について共通理解のもと関係各課が連携し、未納者への働きかけを行ってまいります。

また、秋田県地方税滞納整理機構でも市町村職員を対象とした税務研修を行っておりますので、研修を通じて職員の滞納整理事務に関する知識の習得と技術の向上に努めてまいります。

次に、⑫指定管理制度や第三セクター制度の見直しについてであります。自治会等に指定管理しておりますコミュニティセンターにつきましては、利用料などの収入を施設の維持管理費に充てていただいております。これらの施設につきましては、自治会の役員会や総会、地区の交流会など地域コミュニティ形成の場として有効に活用いただいておりますので、現時点では、使用料金の見直しや町の収入とすることは検討しておりません。

また、あきた白神体験センターの利用料金は、秋田県自然体験活動センター条例第11条の規定に基づき、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとされております。現在の料金は、平成29年度からの指定管理者の指定を受ける際、申請により承認され、平成29年4月1日から運用されております。

ご指摘の使用料見直しについては、消費税率が10%に改正される際に検討し、県知事への変更申請も必要な場合もあると考えております。体験センターは青少年教育施設であり、学校利用が主な収入源となっていること、県立及び市立の施設は学校利用であれば無料で宿泊可能であることから、利用料の値上げなどにより、これまでの利用団体等の利用者離れが進み、収入が減少に転じないことなどを考慮しながら、慎重に利用料金の額決定を検討してまいりたいと考えております。

次に、町長の第三セクター社長の兼務のことについてであります。昨年3月議会定例会で、嶋津宣美議員の質問に対し、「峰浜培養・ハタハタ館とも常務や館長を中心に順調に運営されており、必要に応じて打ち合わせを行い、求められる判断をしておりますので、今のところ支障ないものと判断しておりますが、今後ますます自治体をめぐる環境が厳しくなっていくことや企業間の競争が激しくなっていくものと予想され、兼務を考え直さなければならない時期が来ると思いますので、そのあり方について検討しな

ければならなくなるものと考えております。」とお答えしたとおりであります。いずれ新体制で検討されていくものと思いますが、当面は支障の出ないよう全力で職務に励んでまいりたいと思います。

最後に、18年間、柴田議員大変ご苦勞様でした。終わります。

○議長（芦崎達美君） 6番議員、再質問はありますか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 再質問はございません。職員の皆さん、どうか一度や二度の空振りに恐れることなく、町持続のために英知を結集し、今後も頑張ってください。終わります。

○議長（芦崎達美君） これで6番議員の一般質問を終了します。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番議員、山本優人君。

○10番（山本優人君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、山本です。

初めに、今議会を最後に勇退される議会運営委員長の鈴木議員、監査委員の柴田議員には、長年にわたり八峰町の発展、また議会活動の活性化のために切磋琢磨し議論していただきました。大変お疲れ様でした。また、今までの功績に感謝を申し上げます。今後とも大所高所よりご指導、ご意見をお願いしたいと思います。

それでは、通告に基づき一般質問します。

加藤町政の総括について。

加藤町長は、12月議会で勇退を表明されました。私はもちろん、町民の多くが次の出馬に期待していたところでもあり、今後の我が町の発展には最も必要な人材であるということ言うまでもありません。しかし、町長の言動から意思の堅さを感じ、受け入れなければならないと思うところでもあります。非常に残念ではありますが、この上は残された1か月あまりの任期中、最大限に力を発揮され、次に繋げる業務に専念をしていただきたいと思います。

今日は、今後の町の将来施策の参考のために2点質問したいと思います。

本議会が最後の議会であると思いますが、八森町長時代から長年の経験、体験を振り返っての所感、あるいは勇退にあたり、これからの町のあるべき姿や将来像とやり残した課題についての思いをお示しくください。また、立場上、言いたくても言えなかった議会や町職員への要望や期待すること、そして町民へのメッセージがあったら発言をお願いします。

次に、教育改革等の体制整備について。

教育長は、一人の子どもを粗末にする時、その教育、町ですね、その教育は光を失うの思考のもと、八森認定子ども園の設立、ICT教育の推進、国際交流強化など数々の先達・先進的な取り組みを行ってきました。その教育成果は全国の教育関係者に知れ渡っています。つい先日もICT教育アワード賞を受賞するなど、先進的教育環境の整備等の体制を実践されてきたことは、全国からの視察希望者を制限するほど教育の町としての地位をさらに確立し、教育強化に邁進されてきたことに感謝申し上げます。

そうした中、2020年の教育改革で小学校から英語やプログラミング的思考に関する教育が始まるのですが、これらの教科は専門性が必要と考えます。今後も更なる教育環境を充実をするため、町内小中学校教員の資質・能力を見極めた配置、ICT、ALTなど支援員の配置体制の考えをお示してください。

また、現在の教育委員の任期も残り少なくなりました。任期満了により、新教育委員会制度での町長任命による新教育長が誕生となります。新制度での4点ほどの改正点のうち、教育大綱の策定で町長と教育長の意見相違などがあった場合の対応についてもお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○議長（芦崎達美君） 山本優人議員のご質問にお答えいたします。

まずは答弁に先立ち、町民の負託を受け、八峰町誕生から3期12年間町政を担当してまいりましたが、この間、町民の皆様はじめ議会の皆様、職員の皆様にこれまでいただきました多くのご支援、ご理解、ご協力に深く感謝申し上げます。

それでは、はじめに「加藤町政のやり残した課題等は」についてであります。12年間、町の最上位計画である「八峰町総合振興計画」や「新町まちづくり計画」に基づいた事業の着実な実施に努め、「白神と自然と人とで創る安らぎのまちづくり」に邁進してまいりました。また、旧八森町と旧峰浜村の町民の一体化の醸成に努めるとともに、均衡のとれた施策を行ってきたと自負をしております。ただし、少子高齢化の進行により合併以来人口減少が続き、合併時9,000人を超えていた人口が平成29年度では7,500人を割り込み、将来的な町の存続に危機感を感じております。人口減少に歯止めをかけるため、平成27年に「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、町の生き残りをかけて財源や人的リソースを注ぎ込んでまいりましたが、この事業効果を検証し、次



に繋げることが町の最大の課題となっています。産業振興として取り組んだ菌床しいたけは、今後、米に並ぶ販売額が見込まれ、町の主要な農産物としての地位を確立できる体制が整いましたので、今後の生産に期待したいと思います。

新源泉活用の答申を具体化することや観光拠点施設ハタハタ館の強化、峰浜地区統合子ども園建設や学校給食共同調理場の改築、広域市町村圏組合ごみ処理場建設など今後取り組むべき課題等については、しっかり引き継いでまいりたいと考えております。

次に、今後の町政運営に係る要望・期待等についてであります。今後の町政は、早晚、新しい町長が自らの政策と信念で運営していくこととなりますので、間もなく去る私がこの場に及んで何だかんだ申し上げることはいかがかと思いますが、ご質問をいただきましたので、あえて申し上げるならばの前提つきで少しばかりお話させていただきます。

まず議会に対してであります。1つ目は、申すまでもなく議会は二元代表制の一翼を担う立場ですから、常に全町的視点を意識した発言、行動してほしいということであり。特に、当面する大きな課題である人口減少・超少子高齢化を克服して将来にわたって八峰町を持続させていくことは、町民目線で見ると当局も議会も関係なく一致して進めていく大きな責任を負っていると思います。

2つ目は、1つ目とも関連ありますが、議会は執行者のチェック機能を果たす責務がありますので、縦糸に当たる当局とのやり取りは当然のことではありますが、これまで以上に横の糸にあたる議員間での議論をより深め、縦糸・横糸がしっかり編み上がる充実した施策によりあげてほしいと思います。

3つ目は、まだ選挙が告示されたわけではありませんので現情勢からの分析ですが、町議会議員を目指す人材が少なくなったのではと懸念をしております。広く手を挙げるようにするために何が足りないのか、何をすればよいのか、知恵を出し合っていかなければならないと思います。また、町民は皆さんの活動を見聞きして議員のイメージや評価をします。議員の存在感を高めるために何が必要か共通認識を図り、不断の努力をして、手本となる議員像を示していただくよう期待しております。

次に、町職員に対してであります。1つ目は、常に町民から目線を離さず、町民が何を求めているか、それに応えるにはどうしたらよいのかを考え、立案し、実行していくことが、全体の奉仕者たる公務員の使命であるということ忘れないでいただきたいと思います。

2つ目は、合併時から機構改革による課の再編、定員計画の実行、事務事業の効率化等に取り組んできましたが、総体としてこの12年間で1人当たりの仕事の密度は高くなったと思っています。したがって、これからは一人一人が持てる能力をしっかりと発揮するとともに、いかにチームとして、作業効率を高め、助け合いながら業務運行していけるかがますます重要になります。同時に、互いの悩みや相談もできるチーム環境づくりを進めて、活力ある職場にしてほしいと思います。

3つ目は、情報化時代の中で、日進月歩する社会の動きを的確に捉える感性を養うとともに、先進事例も学び、町の事業や施策を積極的に提案できる職員になるよう研鑽してほしいと思います。また、総合振興計画の推進と人口減少に立ち向かう地方創生総合戦略の取り組み、そして持続する町づくりをしていくには、その基盤となる財政の健全化が欠かせないことを念頭に仕事にあたることを期待をしています。

最後に町民へのメッセージをとのことですが、1つは、長い間歴史を刻んできた2町村が、平成の合併で八峰町としてスタートして12年になろうとしています。この間、町民融和と一体化を図りながら新しい町づくりに努力してまいりましたが、まだ歴史が浅いことは否めません。しかし、これから積み重ねる一年一年の全ての歴史が八峰町の特徴として形づくられていくものであり、町民の心の中に違和感なく八峰町が定着していくものだと思っています。チャレンジデーでは約7割の町民が参加する底力を発揮していただきましたが、4月には新しい町長や議員のもとで、一層誇れる町づくりが推進されていくものと確信しております。どうか、町民の皆様には、これからも八峰町に愛着を持ち、あらゆる面で力を貸していただくことをお願いいたします。

もう一つは、これからも高齢化は進みますが、健康寿命を伸ばす努力を続けてほしいと思います。特に秋田県は、10年かけて健康寿命日本一を目指すことを目標としておりますが、日常的な運動習慣、食生活改善を図りながら生活習慣病を減少させることや、各種検診の受診率を向上させ健康を維持することに心がけてほしいと思います。健康寿命の延伸は、町民自身が充実した生活を送るために欠かせないことであるとともに、医療・介護の抑制、ひいては町の人口減少のスピードダウンに繋がることをご理解いただき、実践を試みていただきたいと思います。

最後になりますが、重ねてこれまでのご支援、ご協力に感謝申し上げますとともに、八峰町の更なる発展と町民皆様のご健勝、ご多幸、ご活躍をご祈念申し上げます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 2問目については、千葉教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 山本議員のご質問にお答えします。

その前に、10日には中学校の卒業式、13日には、昨日でありますけども小学校の卒業式が終わり、それぞれ上級学校へ進学する準備を整えております。今日は高校の合格発表の日であります。皆さんも魁新聞をとられている方は見られたと思いますが、各塾で様々な大学の入試合格の発表がコメントされておりますが、昨日の魁新聞に、八峰町の生徒であった方が1年勉強して今年秋田大学の医学部に入学された方がおります。峰浜中学校を卒業した八田蒼平さんであります。DNAは八森茂浦でありまして、八田の下駄屋といえ、我々の世代では誰しも分かってるはずであります。これからの活躍に期待したいと思います。

まず、2020年から実施される新学習指導要領における外国語教育についてであります。小学校では現在、高学年の5・6年生において、聞いたり話したりする活動を中心にコミュニケーション能力の素地、基となる外国語活動を行っていますが、これを中学年の3・4年生に前倒し、年間35単位時間、分かりやすく言うと時間ありますけども、実施することになります。5・6年生は現在の2倍に当たる年間70単位時間の実施となり、これまでの「外国語活動」から正規の教科として「外国語」として取り扱うこととなります。これまでの「話すこと」「聞くこと」に段階的にはありますが「読むこと」「書くこと」を加えて、教科書を使用し学習を進めることとなります。

2018・19年は、この全面実施に向けた移行期間となっております。当町では、小学校3・4年生は年間15単位時間の外国語活動を新たに実施することにしております。また、5・6年生は、現在の年間35単位時間に15単位時間を追加した50単位時間で、これまでの「外国語活動」の内容に加えて、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を実施することにしておりまして、2020年の全面実施へ備えてまいります。教材は、現行の指導要領に対応したものに加えて、文部科学省から新たに新学習指導要領に対応したものを使用することにしております。こうしたことから、現在、秋田県教育委員会では、教員を対象とした小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習等の研修を、大学と連携しながら実施しております。

当教育委員会といたしましても、現在、町全体の外国語指導の先導的役割を担っている教育専門監を中心に、町内小・中学校の外国語教育の円滑な接続を目指し、定期的に小・中学校教員が指導方法について協議するミーティングを開催するとともに、教育専

門監の各校授業時数についても工夫して取り組んでまいります。

なお、教育専門監は教員定数外で配置されるため、現在、引き続き2018年も配置してくださるよう強力に要望をしているところであります。

また、外国語活動及び英語科指導の専門職として現在1名のALTを配置しておりますが、今後さらにALTを1名増員配置し指導体制を強化するとともに、地域人材の活用も拡充して外国語教育の改善・充実に努めてまいります。

次に、次期新学習指導要領においても学力の基盤として「情報活用能力」が位置づけられ、プログラミングを体験することも明記されているところでありますが、小学校ではプログラミングを教える教科の新設はされず、既存の教科の中で教科横断的に、中学校においては技術・家庭科分野を中心にプログラミングを体験することが盛り込まれております。

しかしながら、プログラミング教育の実施における最大の課題は、指導者の育成であります。指導はおろか、自身がプログラミングを体験したことのある教員はごく少数であり、また、現段階では指導事例も少ない状況にあります。

こうしたことから、先般、平成30年度予算に係る予算特別委員会において説明いたしました。が、新年度予算に学校ICT教育関係予算として、ICT機器及び教育ソフトの更新・導入の予算を計上しております。この予算の内容に、プログラミング教育と外国語教育用の教育ソフト・コンテンツ等を含んでおりますので、これらの効果的活用が図られるよう、現在配置しているICT支援員のスキルアップを図り、学校教員へのサポート力を更に強化することにより、児童生徒の主体的・対話的な深い学びを助ける授業改善を促進してまいります。また、プログラミング教育については、当町は取り組みの初期段階にあることから、今後の情報を注視しつつ、国や関係機関等の協力をいただきながら柔軟に対応してまいりますので、我が町のICT教育推進のため、今後も議会議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、新教育委員会制度に伴う教育長の対応についてであります。平成27年4月1日施行の新教育委員会制度の改正につきましては、実施される前年度、平成27年2月2日開催の議会全員協議会において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について」と題しまして「改正までの審議の経緯」と「改正の概要」につきまして資料をもとに詳しく説明させていただき、その後開催の3月議会定例会第1日目の議案第4号において全会一致で可決していただいておりますので、山本議員におかれましてもこ

のことにつきましては十分承知してのご質問と理解しておりますが、今回の一般質問の通告は「新教育委員会制度に伴う教育長の対応は」となっておりますので、教育長についての関連につきましてはさらに理解を深めていただくため、改正に至った経緯を含めて再度答弁させていただきます。

そもそもこの法律の改正に至った主な経緯は、平成23年から平成25年にかけて起きた大津市のいじめに伴う自殺事件や大阪市での体罰事件で、教育長と教育委員会事務局が適切な対応を取らず、非常勤の教育委員長や教育委員に情報が十分に伝わらなかったため、教育行政の責任が不明確であると強く批判が起こり、大きく社会問題化して、責任ある教育のためには教育委員会がしっかりしなければいけない、責任を持った教育委員会を確立していかなければならない、更には、首長、この場合は町長になりますが、町長、教育委員長、教育長の権限が非常に曖昧になっている状況であることから、制度の見直しが行われたものであります。

改正のポイントの大きなものの一つに「教育委員長と教育長を統合した新教育長を置く」であり、「教育行政の責任の明確化や迅速な課題の対応が可能となる」ということであります。このようなことから、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者としての新教育長は、町長が議会の同意を得て直接任命や罷免を行うことができるということであり、町長の任命責任が明確化にされたことであります。

従来、教育長はまず教育委員に任命され、さらに教育委員会の中で教育長を選ぶ、いわゆる互選の形を取っておりますが、新制度では町長が直接任命することになるということでもあります。

また、新教育長はこれまでの教育委員長にかわって教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。

そして、新教育長の任期を3年にする、ただし、教育委員については従来どおり4年とするとなっており、これは、町長の任期よりも短くして、自分の任期中に少なくとも1回は自らが教育行政の責任者たる教育長を任命できること、教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員よりも任期を短くすることで議会の同意にチェック機能を強化できることとしたものであります。

この改正法における経過措置として、平成27年4月1日以前の法律のもとで任命された教育長は、施行日の日以降であっても教育委員としての任期が満了するまでの間は在職するものとしていること。したがって、八峰町の場合は、教育委員として教育長

の任期が平成30年5月16日まででありますから、自ら任期途中で辞職しない限り、平成30年5月16日までの任期となります。それまでは教育委員の職も存在することになります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問はありますか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 勇退される町長にあれこれ再質問するというのはなんですが、ちょっと、より気持ちを聞きたいと思ひまして、あえて再質問をさせていただきます。

議会というか議員に対してでありますけども、全町的視点を意識する発言または行動が必要だということに対してはそのとおりであります、あとは議員間での議論を深める必要があるよというふうな話もありました。これについては、私自身自ら議員間の議論はちょっと少ないのかなというふうには感じております。そういったくたりの中で4月選挙を迎えているわけですが、今のところまだ立候補の数が少ないということですね、議員を目指すために町長が具体的にどういうふうなイメージが議員にふさわしいのかなというふうなところを、具体的にもし考えがあれば教えてもらいたいと思ひます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたしますが、非常に微妙な質問でございますので、今ここでそういうふうなことを答える状況ではないと思ひますので、あえて控えさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問はありますか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう一点、議員のことについては以上で微妙なのでやめたいと思ひますが、もう一つ、職員に対する理想像というか、今現状の職員はどうなのかというふうな、具体的にもしこういうところはすばらしい、こういうところがちょっといまいちだというふうなものがあったらですね、教えてもらいたいと思ひます。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど3点申し上げましたのに集約されると思ひますけれども、まず、さっき柴田議員からもちょっと提案がありましたけどもね、やっぱり少し、子どもたちにもよく言うようにね失敗を恐れず、少し積極的な提案をして頑張ってもらいたいなど、これを期待していきたいと思ひます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問はありますか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう一点だけお願いします。12年、合併してからなったわけですが、未だに若干、八森地区には観光施設が多くて、施設が旧八森地区に集中してるというふうに峰浜地区の町民から言われることがよくあるわけですが、そういった中で町民融和というものをかなり町長は重要視してきたと思うわけですが、今最後にあたってですね、その辺のところは十分になったというふうに認識しておるのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

施設関係とかインフラ的なもので偏ったものはないと私は思ってきました。旧八森でもですね、旧八森時代から引き継いだ課題で体験センターとか新しくはつくりましたけども、総体的には八森地区だけで偏ったものはつくってはこなかったと思ってます。むしろコミュニティセンターとかは、従来の峰浜地区のいろんな経過からするとなかなかできなかったようでもありますけども、これについては旧八森地区もやっぱり地域の拠点として大事だという意識がありましたから、峰浜地区についても今回の高野々を含めて希望あるところについては実施をしてきましたし、いろんな面でそれに関わり神経を使いながらやってきたつもりですので、何かこれはあれだというものを指摘されればそれは反省しなきゃなりませんけども、自分の気持ちの中では常にそういうものを意識しながらやってきたと思っていますので、それはあとの評価は町民にお任せをしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 以上ではありません。第1問目を終了したいと思います。大変お疲れさまでした。

○議長（芦崎達美君） 2問目の教育改革などの体制整備について、再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 新しい英語の教育が3年生から始まるということですね、答弁の中にALTの増員もするんだというふうなことでありましたから、かなり安心はしているわけですが、ALTやプログラミングの教える支援員、この人方を増員するにあたってですね、この身分が不安定な状況でこれずっと継続して教育環境を維持できていけるのかどうかというふうな心配ということが一つあります。この辺について、とりあえずその点を聞きたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

A L Tにつきましては、現在、町で採用をして特別職ということで雇用しております。外国人でありますので、最低限永住権を取得するというのは条件でありまして、それをクリアして雇用しているわけでありまして、もう一つクリアしていかなければならないのが、日本国民になるということがまた一つのクリアの条件となっておりますので、このことにつきましては、現在もなかなか家族といえども本人にそのようなことを話すことができないというような状況でありますので、引き続きそのことも加えてA L Tが長期に町の英語教育に貢献していただけるような状況にもっていきたい、方向で検討してまいりたいなと思っております。

それから、I C T支援の件につきましても、町の臨時職員として、まず職を安定させてしっかり勉強していただき、子どもたち、先生に指導するというのが条件でありまして、全県を見渡してもI C T支援員は安定させて採用しているところは八峰町だけありますし、他のまちでも学校の多いところはモデルとして行っているところも多少ありますが、ほとんどがパート採用ということで、職が全く不安定な状況で能代市も含めてであります採用しているということで、今回プログラミング教育も始まるということで新たに臨時職員を募集しましたところ、2年間プログラミングを勉強してきた方が応募してくれたということもありまして、まず今のところは臨時職員として職を安定させて協力をいただくという形で進めてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 八峰町の子どもらは全国トップクラスの成績のような状況になっているということはですね、教育環境が先進的に進んでいるということもあって、進んでるわけですが、さらにまず新しいソフト、今年度でしたか、来年度ですね、来年度入れる新ソフトの活用ですね、そういうふうな能力的な部分、英語もソフトも含めてアップしていくということでもありますからいいわけですが、この教育環境の努力の継続性、これが非常に重要になってくると思うわけです。そういった時にですね、来年4月に首長が代わるわけで、その首長の、新制度になってから首長が代わった場合に、その首長と教育長の考え方の違いがあった場合に、やはり首長に従わざるを得ないのかなど。もしかして首長がですね、そんなにあまりじゃんこかけねえってもいいべやというふうな



首長がもし出たとしたらですね、その辺についてはどうしたらいいのか現状の教育長にお尋ねします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

先ほど山本議員が総合教育会議の話もされましたので、それを加えてお話をさせていただきます。

総合教育会議の設置、大綱の策定ということで、首長は総合教育会議を設けるということになっております。この会議の構成は首長と教育長及び4人の教育委員で構成し、必要であれば学識経験者、有識者を加えること。さらに特定の名前が教育内容に出る場合を除いては、原則として公開するということになっておりまして、我が町も法律の施行後は総合教育会議を開き、その内容は公表しているところではありますが、その内容の中に様々な臨時職員の、特にALTの身分等についても触れておりまして、この大綱の中にもそのことが盛り込まれておりまして、この大綱は平成27年から平成31年までの5年間の大綱でありますので、その大綱の中で運用をしてまいりますので、その間で新しい首長が決めていく、首長独自でそのことを簡単に決めるということはないように進めていかなければならないようにしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 教育長、5月の16までの任期とあるわけですけれども、新教育長にというふうな立場になるこの5月17日以降、新しい町長から再任命を受ける気があるというふうに考えておるのでしょうか伺います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

昨年の12月議会初日に、町民の融和と町の前進のため、誠実、公正、実行をモットーに努力されてこられた加藤町長が任期満了をもって引退されると表明されたことを受けまして、加藤町長のもとで働かせていただいた私も、町長の任期満了する平成30年4月22日をもって任期途中ではありますが退職させていただくことに自分としては決めています。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 非常に残念であります、まだまだ本当は町長が代わってもですね、教育長のその意思で更なる教育環境の整備を図ってもらいたいと思うところですが、そういうことであれば大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（芦崎達美君） これで10番議員の一般質問を終了します。  
休憩いたします。

午前11時31分 休 憩

午前11時32分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 傍聴の皆様、お忙しいところ駆けつけいただきましてありがとうございました。先ほどのお二方の質問の中でもありましたが、先輩議員が今回勇退される方がおります。ご苦労様でした。町長についても、3期、私も途中まで仕えましたけれども、本当にご苦労様でした。

この辺から始めますけども、今日の3番手となります議席番号8番、嶋津です。今回の定例会のですね私の質問のテーマですが、3月議会といえば皆様お分かりのとおり、平成23年の3月の11ですね東日本大震災がちょうど議会中、一般質問時間中に発生したわけですけども、びっくりしたことを思い出します。そういうことで思い出した中からですね一つそれをテーマにして、そして今度は、今議会は任期最後となる議会ですので、選挙活動で町内を回ってるわけです。皆さんもそうでしょうけども、その際に町民から問われたことについて、合わせて2点質問したいと思います。

まず1点目ですが、東電の原発事故の農産物等損害賠償ということで、しばらくぶりにこう聞く言葉かと思えます。このテーマについてお伺いいたします。

先ほど話のとおり、今から7年前の3月11日の東日本大震災が発生しまして、東電の原発事故によって多くの地域で放射線対策、あるいは農産物等の風評被害等で大きな負担あるいは被害があったわけですが、当町でもこうした被害を受けてですね損害賠償請求があったのかどうか。そして、それはどう対応されたのかについてお伺いいたします。

2点目ですが、同じ頃、地震が来ると、きのこの話になるんですけども、本当は地震があるときのこが成長して良くなるはずなんですけども、その頃から峰浜培養のホダの方が

ですね不具合がありました。そういうことで、峰浜培養の新菌の転換の本当の理由についてお伺いいたします。

平成23年頃から菌床しいたけの品質不良が表面化しました。翌平成24年の9月には、峰浜培養の工場が閉鎖されております。平成25年1月から工場が再開ということで、その際現在の新菌が導入されまして、栽培方法も若干変わりましたが、現在は安定していい成績をおさめてるということで結果オーライだわけですけども、ところで、当時、しいたけの品質不良については農家の栽培管理が原因であったと、こういう調査報告が確か全協であったと思うわけです。どうも私はこうじっくりしないのはですね、どうして工場がその後何か月もしないうちに閉鎖されて、そして当時は従業員が26人、新聞にも出てましたが解雇されました。そのうち何人かは再雇用あったようですけども、そして翌年ですね、平成25年1月から新しい新菌というやつで導入して再開がされると。

ここでですね、私はさっきしゃべってたとおりにじっくりいかないというのは、栽培農家には栽培管理が悪い、こういうことの話であったと思うんです。ところが平成25年の1月の新菌導入で再開するという頃にはホダの不具合という言葉が出てきたんですが、もうこの栽培管理と新しい菌の導入、これが何かこう結びつかないのかなと思って私こう思ってましたが、先般、町内回った時その話があったのでですね、改めて、今から7年前の話になるわけですが、お伺いしたいなと思ってやったわけです。農家の対応と工場のこの対応のずれ、これについて私はちょっとう理解を苦しんでるとこなんです。その平成25年の1月で再開する、平成24年の9月頃には工場を閉鎖する、その約4か月の間でですね、どういう経緯があったか、あるいは農家の人方に聞いても当時のことはもうかなり忘れてると、まあそういう結果といいますか状況なわけですけども、当局も同じだかと思えます。私も、この問題については当時職員でしたのであまり触れることできませんでしたし、皆さんも全協の中、あるいは議会の中でもあまりこのことについては触れなかったと思えます。そういうことで、農家の管理が悪かったっていうことであればですね、農家への指導体制をしっかりとって、同じ菌でできるはずのものがですね数か月したら今度は新菌に変わると、このプロセスがちょっとう分からないと。考えようによっては、もともと菌に問題があった、ホダの方に問題があったのをそれを隠してあったのではないかと、そういう表現をされる町民の方もありました。

そこで私は、なぜ新菌、一つは新菌が必要であったのか。品質不良の発生があった頃から種菌が原因、そのあたりに分かっていたのではないかとということです。それから、ど

うして工場の従業員をですね全員解雇しなきゃ駄目だったのか。この辺もですね意味の分かるようにご説明願えればと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津宣美議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「東電原発事故農産物等損害賠償の結末について」であります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波がもたらした電源喪失による福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故により、環境・食品・人体への影響のほか、社会的・経済的に大きな影響が出ました。当時、食品としては牛肉、米、きのこ、豆類、山菜、海産物など多岐にわたり放射能による汚染があり、大きな被害が発生しました。秋田県においては、事故発生後、福島県に最も近い湯沢市の雄勝地域振興局で携帯型の放射能測定器で空間放射線量の測定を行ったほか、秋田市の健康管理センターでモニタリングポストを設置し、水道水や雨などの降下物の放射線量の測定を行いました。八峰町においても町民の不安に應えるため、携帯型の放射能測定器を購入し、希望があった場所に出向いて放射能測定を行いました。異常値は検出されませんでした。

本町においては農産物等で放射線の異常値が検出されなかったことから、この事故による影響を受けておらず、農作物等では損害賠償請求は行っておりません。町民の不安に備えるために購入した携帯型の放射能測定器55万4,138円については、原子力損害賠償請求を行い、平成25年に賠償額を受け入れております。

次に、2問目の「峰浜培養の新菌転換の理由について」お答えをいたします。

確かに嶋津議員がおっしゃるとおり、平成23年の東日本大震災のあたりから菌床しいたけの奇形や黒変などの品質低下や収量の低下、それに伴う単価の低迷が表面化し、平成24年にかけて更にその状況が悪化していったところ。このような状況から、JAでは県山本地域振興局を通じて秋田県森林技術センターに出向き、現地指導のほか、原因究明調査を依頼し、平成24年8月21日から10月31日にかけて、峰浜培養や農家の栽培ハウスをくまなく調査をしていただいたところ。

さて、「どうして工場を閉鎖し、従業員を解雇しなければならなかったのか」についてであります。

平成24年度は、町のホダ購入単価の補助、さらにホダ販売単価引き下げによって経費

を節減することで一定の収支が確保できるのではないかと期待したところですが、上半期の実績から好転する状況にないこと、さらに、数年前からの累積赤字を合わせると、秋以降の「ホダは購入はしない」とする農家も出てきたところですが。このため峰浜培養では、農家に対して今後のホダ購入意向を調査したところ、かなり厳しい状況であることが確認されたところですが。

言うまでもなく、峰浜培養は、ホダ木を農家から買っていただかないと成り立たない会社でありますので、売れない製品をつくるわけにはいかないのとあります。このままですと、収入が入らなく経費だけかかることになり、会社として危機的状況になります。そのため、9月24日に開催された峰浜培養株主総会において、ホダの製造を9月中止すること、それに伴う社員の解雇について承認されたところですが。これらの状況については、平成24年9月21日、9月議会決算全体会で、さらに10月5日の議会全員協議会において詳細に説明させていただいたところでありました。

また、「なぜ新菌への転換をしなくてはならなかったか」についてであります。

ご承知のとおり、平成24年までの旧菌による栽培方法は、峰浜培養で完熟した菌床ホダを生産し、それを農家の栽培ハウスの棚に並べ、棚の上部に設置されたスプリンクラーで連続した散水方式でしいたけを栽培する方法でありました。栽培施設が比較的新しいうちは、収穫終了後、施設内をしっかりと清掃、殺菌した後で、また新たなホダを搬入して栽培を開始するという手順を繰り返し、何ら問題なく栽培を継続してきたところですが。

しかし、栽培施設が10年から15年経過した施設が多くなり、雑菌等の繁殖しやすい環境になってきていたこと、栽培者の長年の慣れから清掃等の管理面が徹底されていなかったこと、空調機器が耐用年数を超えていることで除湿効果の能力低下と換気と室内の空気循環がうまく連動しないことなど、散水栽培の問題点が指摘されていたところですが。

菌床しいたけの奇形や黒変等々を調査した秋田県森林技術センターの研究者は、次のように記述しています。「黒変化子実体の発生した菌床を15℃、相対湿度85%の室内で発生させたところ、正常な子実体が発生したことから、菌床自体の問題というよりは生産施設の害菌汚染と高湿度環境、そして子実体に直接水がかかることにより常に菌傘表面が濡れており、糸状菌類や細菌類が繁殖しやすい状況にあることが問題であると考えられる。」と報告しています。これ以外にも、「生産者発生舎の状況調査」では、栽培施設内の汚れやカビ類の繁殖、ダニ類の生息、子実体の含水率が高いことなどさまざまな問題点が指摘されており、総じて「散水栽培」による弊害であることが報告されてお

ります。

峰浜培養がホダの製造を再開するためには、これらの問題を解決することが大前提であること、そのためにはこれまでの「散水栽培」をやめることが必要となり、必然的に「新菌」へ変更せざるを得ない状況になったということでもあります。

新菌に切り替えるということで、これまでのジャパンアグリテック株式会社以外から、株式会社北研の上面栽培「北研607」と森産業株式会社の浸水栽培「森XR1」の種菌を主体とし、両社からは種菌の特徴や栽培方法のプレゼンとともに施設改修費の見積書提出、栽培現地の視察研修を行い、検討を進めたところです。検討の最終段階を迎えたところで、ジャパンアグリテック株式会社から「浸水栽培の新品種を開発し、滋賀県米原市で栽培・出荷されているので見てもらえないか。」との連絡があり、一応現地を確認した上で最終判断することとし、視察に出向いたところです。

その結果、きのこの形状や培養期間、収量、品質、施設改修費用など、あらゆる点で北研と森産業の種菌より優れていることが分かり、最終決定することとなったところです。それが、現在栽培されているジャパンアグリテック株式会社の「KA1001」の種菌であります。

これまでの調査報告や種菌メーカーの比較検討については、平成24年12月4日の議会全員協議会で資料の配付とともに説明させていただいたところでもありますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、再質問はありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） まず1問目の方ですけども、これ農家さんの方、当時栽培やってあった農家ですけども、そういう方々が2人とも言うております。なぜかという、当時おがこは福島の方からですか買ってあったと思うんですが、今は西和賀の方からですね、ということで、その影響もあって、当時農協さんがやったのかどうか分かりませんが、この賠償請求を出すということで決めてやってるはずだと。ところがそれが、もう7年経っても話題にもならないと、どうなってるのかということでそういう話ありましたんで改めてやったわけです。そういうことは、町長の方では把握してないんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

おがことか具体的なものに触れていただければ準備をしたんですけども、そこまで触

れてないので一般的な農産物という受け止め方をしたので、こういう回答にしました。

おがこが確かに震災後、福島から岩手に変えたと、これは事実でありますけども、ただ経過からすると、あの当時からずっと今も同じような状態で使っていますので、もしそのおがこに不具合があれば常に今の製品もそういうことになると思いますけども、当時の状況からいけば、それからずっと同じものを使用して異常なくやっていますので、問題はないと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 前回もそうですけども、ちょうど今の時間帯になるとですね、お昼が気にかかってきて55分が25分になってしまうわけですが、農家さんの方では当時は福島産のおがこを使ったホダが影響受けたっていいですか、それで出荷ができないで、その関係で損害賠償、風評被害というよりもホダのことかと思いますが請求出すということに聞いてると。それがその後どうなったか聞かされてない、こういうふうな話でした。町長のやつは、出てないということできのこについては影響ないという話でしたけども、確かにおがこについては後でその変えたことは聞いてますけども、当時、ホダを出荷する段階で福島産のものを使ってるので影響があったということで、それで損害賠償を出すということで聞いてると、こういうことなんですけども、どうなんですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

震災後は福島のものは一切使っていませんので、影響はありませんでした。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 震災後はそうでしょうけども、震災前にですね、まあ震災当時の時、福島産のを使ってあったと、そう聞いてますけども。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたしますけども、だから震災前は福島のを使っていましたけども、震災後は岩手県産に切り替えたので、震災があったから栽培に影響あったというようなことには、損害与えるようなことがなかったので賠償の対象にはならないということです。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 1番関連ですけども、まあ農家さん方しゃべるやつは、福島産の材料使ってやったもんだから売れなくなったと、そこで損害発生したから、当然培養が

事業主体と思うわけですが損害賠償したはずだと、するって言ってあったって、こういう話なんで、後で調査してもらいたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めるんですか。

○8番（嶋津宣美君） いいです。

○議長（芦崎達美君） いいですか。1問目終わりですね。

○8番（嶋津宣美君） はい。

○議長（芦崎達美君） 次に、2問目、峰浜培養の新菌転換の理由について、再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 2問目の方について追加いたします。

この話、なぜ今頃7年も経ってからって言う話になるわけですが、実は1月の商工会のですね賀詞交歓会の時に組合長さん隣に座りました。その時に恒例の挨拶があったわけですが、その節はホダで大変迷惑かけたって話出したもんだから、私方はもう忘れてあったんですよ。農家さん方も今順調だからあんまり触れない方がいいかなということで、最初の頃はこれについて腹の中で思ってたわけですが、期間が経ってますので私は蓋をしてあったわけですが、組合長さんからそういう話あったもんだから、ホダで迷惑かけたって。そうすると、ホダってということで菌で迷惑かけたっていうことになるわけで、どう考えても、当時は町長いましたけども、県の林業センターの方からですか調査結果が出てきた。で、あの時もですね、菌についてはこっち置いてるわけです。で、栽培の方だけを話して、カビが出たとかって言う話だったけども、それがどうして最終的に、先ほど何か全員協とか議会でも話したりってことは確かにあったんですけども、何で新菌までとっける必要あったのかな。その施設が老朽化したから、空調が悪くなったから、それだけであったのかな。何か素朴なこの、農家の対応と、それから新菌に至るそのプロセスがですね、もう新菌ありきでこう動いてるのかなと、こう思ったわけですが、ちょっといかがですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

私も今頃何でこんな話出てきたのかなと思っています。あの当時、新菌に切り替える際にはちゃんと森林技術センターからもいろいろ調査をしてもらいましたけども、ある一面では、断定ではないんですけども、やっぱり菌というのは長年の間に劣化をすることもひとつの要因ではないかという、そういうことも指摘はされています。それから、あ



の当時、生産者との間では緊密に話し合いをしながら、現状こういう方式で栽培する限りはこういうものが出ますよということなど話しながら、じゃあ、しからばどうするんだということでもいろいろ生産者から意見をもらいながら方向性を探ったわけですが、じゃあ、このままの栽培、この菌でいっても駄目なんじゃないかということ、それじゃあ別のことについてもいろいろ研究しましょう、ほかのメーカーからも提案受けましょうということ、メーカーからいろんな提案、プレゼンをさせながら生産者自らそれを聞いていただいて、生産者の声をもとにしながら判断をしていったということなので、勝手にこっちですね、この菌にした方がいいと決めたのではなくて、過程の中では全部相談もしています。それから、当時は生産者そのものが峰浜培養の株主の一員でもありましたので、会社との関係についても十分株主総会の場で話をしていきますので、本当今頃になってそういう話が出るというのは私もちょっと心外なんですけども、一応、非常にいろんな手順をきっちり踏みながら今日に至っておりますので、言われるような点はないと思っていますけども、どこでどういうふうな形で出たのか私もちょっと分かりませんが、事情からいけば事実はそのことです。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 私も実は、今回引退されるということであまりこういう話したくなかったんですけども、実は、その工場閉鎖によって全員解雇ということになったわけですが、そういう人方にも選挙の機会に回っていったわけですが、解雇の内容を説明されたと思うわけですが、当時の従業員の人方から質問されたと思います。そしたら、なぜ、我々が何を悪いことしたのかという感じのあれで質問されたそうですけども、当局からは、会社側からはそれに対して説明できなかったと、こう聞いてますけども、そうですか。

○町長（加藤和夫君） 何かちょっと、最後の方もごもごもって聞き取りにくいので、もう少しはっきりしゃべってください。

○8番（嶋津宣美君） じゃあ改めて。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、私から申し上げます。もう少しゆっくり分かりやすくお願いします。

○8番（嶋津宣美君） はい。工場を閉鎖するわけですが、その時、従業員の方々に解雇の通知するわけですね。説明されたと思うんです。その時に従業員の方から何か質問あってですね、我々は大きい手落ちでもしたのかと、そういうことを質問されたら、当局か

らはその理由を説明できなかった、こう伺ってますが本当ですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 当時株主総会を経ながら、従業員に対しても今私が質問の際に答弁したような経過と状況について詳しく説明をしまして、こういう状況なので、本来であれば解雇などという手段をとりたくないんだけど、今やむを得ずこれでいかないと会社そのものが立ち行かなくなってしまうと。それからですと皆さん方にも手当はできないので、一定の条件を示しながら、これで最大限会社としてできるものを今やりますということを話をして納得した上でそういう状態に応じたわけですから、まあ受け止め方ですから一応そういう個人的な受け止め方あった方もおるかもしれませんが、会社としてはそういうものをちゃんと手順を経ながら話をしていきますので、了解されたものと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 時計を気にしながら話しますけども、組合長が別の会議の中でですねそういう、その節はホダの不具合で迷惑かけたと。それは情報は共有されてると思うわけです。例えば会社の社長と副社長になるわけでしょうから。だからそういう話を聞くとですね、当時の段階でもうホダにも不具合あることをもう承知してあったと、ということなのか、だから新菌ってということになるのかなと、こう素朴に思うわけですけども、町長、これは全く今の説明では、何度も説明、議会の方にもしてるから新菌ありきではなかった、こういうことを言うわけですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1番後段のはそういうことではありませんと断定してもいいと思います。

それから、この経過の中で一番苦労したのがこの時期でございまして、私も新菌になってこのしいたけ産業どうするのかということで、やっぱり退くか進むか、いろいろ苦しい時代もありましたけども、ただ一貫して生産者との話し合いはきちっとしながら、生産者の意向も大事にしながらやってきましたので、手順だけは省略しないできっちりやってきましたので、今そういうふうには蒸し返るような状態はないと私は思っていますけども、まずどういう人がどういうふうな話で問題になってるのか分かりませんが、もし後でまた追加で聞きたいことあればお答えをいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○ 8 番（嶋津宣美君） 解雇された従業員もそのとおり、それから農家の人方も今もって  
こういうふうな話がされるということは、やっぱり全部理解されるまでその話し合いが  
あればよかったんでしょけども、理解されてない部分があるのかな、こう思います。  
私も組合長が黙ってればその時それでよかったですけども、何かそう話されるとこう  
いうふうな話になっていきますんで、私もこの後はこれはもう終わったもんだと思って  
これで終わりたいと思います。

○ 議長（芦崎達美君） 答弁はいりませんか。

○ 8 番（嶋津宣美君） はい。

○ 議長（芦崎達美君） これで 8 番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後 1 時より再開いたします。

午後 0 時 0 1 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○ 議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7 番議員の一般質問を許します。7 番議員、皆川鉄也君。

○ 7 番（皆川鉄也君） 議席番号 7 番、皆川であります。傍聴者の皆さんには午前中から  
大変お疲れ様でございます。

冒頭、これまで長い間、大変お付き合いをいただきましてお世話になりました、1 番  
鈴木一彦運営委員長、あるいは 6 番柴田正高会計監査委員には、大変なご指導、ご鞭撻  
をいただきまして今日までお付き合いをいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

それでは、私は本 3 月定例会に 2 点について一般質問を通告いたしておりますので、  
順次質問をさせていただきます。

まず 1 問目でありますけれども、新年度予算と新町政のかかわりについてご質問をさせ  
ていただきます。

八峰町誕生以来 3 期 12 年間にわたり町の舵取り役として任務を果たされ、最後の議  
会を迎えるに至りました。これまでのご苦勞とご努力に対し、町長には深く感謝を申し上  
げるところであります。

さて、昨年度予算と比較いたしまして、5 億 2,200 万円、率にして 8.1% 減の 59 億 900  
万円の新年度予算が編成をされました。第 2 次総合振興計画に基づく事業を着実に実行  
するとした、特に町が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を重点に、引き続き人

口対策、産業振興、移住・定住対策、少子化対策等に向けた通年型の予算編成がなされたところであり、先の方針において、更には主要事業の説明において、具体的なその内容が明らかにされ、積極的な通年型の予算となったところであり、今限りでの勇退を決意しております。これを前に、この予算編成を新町政にどのような形で引き継ごうとしているのか、お尋ねをするものであります。

次に、減反政策廃止後の農業展望についてお伺いをいたします。

平成30年度から長きにわたった減反政策が廃止され、新しい政策による2018年産米の生産数量目安が示され、本町においても農業再生協議会を通して6,069tの数量が各農家に通知されたところであり、農家においては高齢化が進み、作付面積の拡大や畑作への転作といった手法には大変厳しいものがあるというぐあいに予想されます。過剰作付により米価が下がれば自分の首を締めつけることになりかねないことから、今後は、この目標数値を厳守した身の丈に合った農業経営が展開されていくものと予想されます。

米の生産をめぐるのは、減反政策により水田の約4割は耕作放棄地が広がっており、担い手不足も相まって産地の米の生産力は確実に弱体化していると思われ、生産を抑制し価格を維持するというこれまでの取り組みには、もう限界が来ているものというぐあいに予想されます。これを契機に、農家が補助金に振り回されることなく農業経営を見直した上で、少しでも作付が多くできるような環境を整えることが肝要と考えられますが、町長の考えをお伺いするものであります。

以上2点について、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○議長（芦崎達美君） 皆川鉄也議員のご質問にお答えをいたします。

答弁に先立ち、八峰町政を担当した3期12年間、皆様には大変大きなご支援、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

それでは、はじめに「新年度予算と新町政の関連について」お答えをいたします。

新年度予算は、町民の意見・アンケート等を踏まえて策定した「第2次八峰町総合振興計画」の3年目の年であり、前期基本計画（5年間）の中間年であることから、前期計画の進捗度を計りながら同構想・計画に基づいた事業を着実に実行することで、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現を図る通年予算を編成しております。中でも平成28年度から取り組んでいる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲

げる施策は、町の将来を決める最重点施策として切れ目なく取り組まなければならない課題であり、引き続き人口減少対策、産業振興、移住・定住対策、少子化対策などに向けた通年型の予算を編成したものであります。また、公共施設等総合管理計画に基づく施設の維持補修や公共施設の解体事業の予算計上や、既定方針である峰浜地区統合こども園設計・地質調査委託料等計画に基づく事業を計上したもので、経常経費は通年としたものの、新規事業は極力抑えた予算編成となっております。

あとは新町政にしっかり引き継ぎ、各種計画を着実に実行して、持続できるまちづくりを前進させていただくことを期待をしております。

次に、2点目の「減反政策廃止後の農業展望について」お答えをいたします。

国が進めた米の生産調整は、昭和45年から始まりました。当時の施策は、米を作付してはいけない面積を配分したことから、「減反政策」として進められました。それが昭和53年からは、米から自給率の低い転作作物への転換を進める「転作政策」に変わり、さらに平成16年からは主食用米の生産数量目標を配分する方式に転換するなど、平成29年まで48年間にわたって国主導による生産調整が実施されてきたところです。

それが平成30年産米以降は、農業者等が自ら経営判断に基づき米の生産量を決める仕組みとなりました。国内の米の消費量が年々減少する中、全国の米の主産地からは実需者との結びつきを強める動きが見られる一方で、外食や中食等の実需者側からは産地を囲い込む動きが加速化しています。加えて、各地で新たな品種銘柄のデビューが続くなど、今後、米の産地間競争は一層激しさを増していくものと見込まれております。

このような米をめぐる情勢の中、皆さんご承知のとおり、今年度、県では県全体の生産の目安を40万8,700 tとすることを決定し通知したところです。この通知を受け、町では全水田面積を対象に算定作業を進め、2月7日に開催された農業再生協議会で町全体の生産の目安を6,069 tとすることを決定したところです。協議会では生産者個々に生産の目安を作成し、協議会長名で全生産者に郵送で提示したところです。

町の平成29年度生産調整の作付実績は、次のとおりです。全水田面積1,877 h aのうち、主食用米や備蓄米、加工用米を合わせた水稻作付面積は1,082 h aで約58%。水稻以外の大豆やそば、野菜等の面積は795 h aで42%。このうち、何も作付けされていない自己保全農地、いわゆる耕作放棄地化された面積は277 h aで15%となっております。

ここ数年の実績、そして町の実績の目安から、平成30年度産については水稻が約6割、それ以外が約4割程度と見込んでいるところです。

平成30年産米以降の稲作については、「秋田県産米をオール秋田で有利販売するにはどうするのか」という視点で、これまで県や全市町村、JA、主食集荷組合などで組織する専門部会を開催し協議を進めてきたところです。これまでの議論を踏まえた米づくりの基本的な考え方は、次のとおりです。

1つは、米の主産県として、国内の産地間競争に打ち勝つため、「販売を起点にした米づくり」を推進すること。

2つ目は、農業者・集荷業者は、売り先の見込がない過剰生産は行わない一方で、実需者からの要請に的確に対応した生産・供給を行うこと。

3つ目は、実際に米を集め販売する集荷業者は、これからの本県の「販売を起点とした米づくり」を担う主体として、売り先の確保と、農業者や地域協議会と連携した計画的な生産を行うこと等々です。

これらの基本事項に基づき、「JAをはじめとする集荷業者」は、販路の開拓や契約栽培の推進など、確実に売り切ることができる数量の算定に努めることが重要となります。また、「農家」については、JAや集荷業者から提示された販売計画に基づき、確実に売り切ることができる数量の米を生産するとともに、自ら販路開拓に取り組むことができる法人や意欲的な農業者においては、マーケットに対応した生産拡大に取り組むことも可能です。

今回、町が提示した「生産の目安」は、あくまで目安であって、それを超えて作付できないということではありません。JAや集荷業者の販売契約、販売計画数量内であれば、仮に農家個人の生産の目安で3haと提示されたとしても、5ha作付することも可能だということです。農家がどのような種類の米をどれだけ作付・生産したいのか計画する、JAや集荷業者と相談し出荷契約を結ぶ、自らの経営責任のもとで決定する米づくりを進めることが大切だと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 7番議員、再質問はありますか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、町長の予算編成方針にもありましたように、いろいろと新年度事業を抑制しながら、無駄な経費を省いて予算編成をしたというようなことをございますので、それは分かるわけでありましてけれども、このように様々な手法を講じて予算が昨年度より少ない予算現額ということになったわけでありましてけれども、それでもなおかつ4億1,000

万円の財政調整基金を繰り入れしなければ予算編成ができなかったということであり、昨年よりも、おがるしいたけのプロジェクト等で予算は少なくなっておるわけであり、前年度ベースでいきますと、何もあえて財調を崩さなくても予算編成できるんじゃないかなというような気もいたしておったわけであり、実際予算委員会等で中身を見せていただきますと、今言ったように全体的な予算が減額したにもかかわらず財調を崩さなきゃならなかったというところに至った経緯について、若干ご説明を加えていただければありがたいと思います。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず大きく減額されたのは、菌床しいたけの事業のハード部分が終わったということから減額です。したがって、全体的に見れば経常的な経費とか減額されてるわけではありません。それから、一方で入る方の合併算定替えの減に伴う地方交付税の減とかそういうものがございまして、総体的には予算を組む場合、今の中ではやはり財政調整基金を取り崩しながら充てていかないと予算編成ができないというのが率直な現状でございまして、これを入れないと予算編成はできないのが今の現実でございまして。したがって、これからはですね事業の効果とかそういうものをいろいろ検証しながら、不必要なものについてはやっぱりやめていくというようなことになろうかと思っておりますけれども、一方で、やっぱり地方創生関連の事業とか継続的にどうしても組んでいかなきゃならない大事な課題でございまして、そういったものについては、やっぱり重点的に配分をしながら予算編成としてはやっていかなきゃならないという事情もございましたので、そういうふうな今の編成になったということでもあります。したがって、さっきも申し上げましたけれども、新しく今年度ですね大きな事業に取り組むとかそういうものについては、計上しなかったということでご理解をしていただきたいと思います。

- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番（皆川鉄也君） 無駄な経費等、あるいは事業等について、様々検証・見直し等を行っただろうと思うんでありますけれども、それでもなおかつこういうような予算編成をしなきゃならなかったということでもあります。

それで、先ほど申し上げましたように、いわゆるまち・ひと・しごとの創生総合戦略の中でいろいろな事業展開がなされていくと思うわけであり、こういった継続事業をですね、町長このたび勇退を表明されておるわけでありまして、新しい町長

に、そういった細かい部分までこう継続事業の中で予算化されておりますので、こういった形で、何といたしますか、引き継ぎといえればちょっと、事務の引き継ぎとかと違って事業等の関連もあるかと思うんですが、そういったところをですね、このようにしてこういう予算編成になったんだというようなところの説明を具体的にどう説明されていくのかというようなことを若干お聞きしたいと思いますし、先ほど、この後また首長が代わればいろいろな考え方も出てくると思うんですが、新しい新規の事業については、残っている財調等もあるわけでございますので、そういったものも頭に入れながら工夫をして新しい事業展開やっていくと思うんでありますが、そういったところも含めてですね新しい町政にこういったことを期待しておるのかですね、若干申し上げてもらえればありがたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたように通年にしたというのは、かかる経常経費は当然、途中で、年度途中で、途中まであげても同じような結果になりますので、これは通常としてあげたと。それから、地方創生絡みの予算については、これ地方創生総合戦略はやっぱり人口減少対策に向かう今の施策としては一番大きな課題でございますから、やっぱり切れ目なくやっていくためにも、通年を通したものをちゃんとあげていくというのが大事だと思います。それからまた、どうしても今年度に芽を出さなければならない、やらなきゃならない課題についても、それは取り上げをしたと。ただし、これから新町長が基本的にまちづくりにかけるいろんな事業の施策等については、これはいろんなこれから訴えをして自分の掲げた政策を実現するために提案してくると思いますけども、最大の今の町の課題から言うと人口減少・少子高齢化対策が最大の課題だと思います。そのためには、今やってる地方創生の産業振興やら様々な課題ありますけども、それを是非新しい角度で肉をつけて、八峰町がこれまで以上に持続できるように頑張ってくださいことを期待したいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今町長おっしゃったように、この後新しい町長がいろいろと自分の思う施策について肉づけをして予算、さらに具体化していきだろと思うんでありますが、やはりこれから持続可能な八峰町をやっていくということになりますと、先ほど柴田議員からもいろいろな課題等も言われておりましたし、また、新しい事業展開も、



温泉あるいは子ども園、いろいろな大きな事業等も控えておるわけでございますので、そういった元気のあるまちづくりにするために新しい町長にはきっちりと今の継続されてる事業の内容を説明をし、あるいはまた新しい事業、こういったものが予算づけをされておらないというようなことも含めて、じっくり腰を据えて話し合いをした上で引き継いでいただければなというぐあいに思いますので、どうか新しい町長に対してもですね、これまで同様の元気のあるまちづくりを展開していく上でのそういったアドバイス等も是非行っていただければなというぐあいに思います。

以上で1問目の質問は終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の減反政策廃止後の農業展望について、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 米の関係について再質問させていただきます。

米の町政をめぐる現状は、町長が申し上げたとおりでございますのでいいわけでありますけども、今、JAの方でもいろいろ各方面を座談会で回っておられるようであります。その中でJAの方は、主食用米の取り扱い数量の拡大に取り組むというようなことを明確化をいたしております。いろいろな形で今回の減反政策に伴うこれからの展望につきまして、町も含め、いろいろな集荷団体と話し合いする機会もあるかと思うんですが、一堂に会してこういう問題を、何ていいますか、いろいろ協議するような組織は今のところ再生協議会とかそういったものがあるかと思うんですが、こういったことについて、町の現状、あるいはこれからのことについて話し合った経緯等はございますでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今申し上げた集荷業者、JA、生産者含めて同じテーブルについて話したのは、農業再生協議会。したがって、ここで決めた方針がある程度、町としての統一的な方針みたいな形で農業再生に下ろされていくという今の形態ですから、基本的にはやっぱりこの場がやっぱり一番大きな協議体になるのではないかなと思います。あと、JAと個別に町とのいろんな意見交換をする場ももちろんございます。あとは、農事班長会議であるとかそういうような形での下ろし方は当然してるわけでありまして、大きくはまずJAとの直接的な話し合い、それから今の農業再生協議会を通しながらの話し合いが主な内容ということになります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど質問でも申し上げたんですが、やはり今まで町長も頑張っているいろいろな畑作振興やら稲作からの脱却ということで対策を講じてきたことは十分承知をいたしておりますし、いいわけでありますけれども、しかし、なかなか目に見えた形が出てこないというのが現状じゃないかなというぐあいにあるのであります。やはり畑作振興にいたしましても、生薬とかやっておりますけれども、そんなに農家に所得が転がってくるというようなところまではまだ至っておらないだろうなというぐあいには理解をしております。この後、この減反政策が終わるわけで、新しい農業展開がされると思うんですが、そういった八峰町の農業の将来像についてですね、いま一度やはり組織を挙げてみんなで協議しながら、いろいろ各方面でやられておりますメガ団地とかですね、そういったことに力を入れていかないと、なかなか農業による所得向上というのは見出せていけないんじゃないかなというぐあいには思うんです。例えば法人化にしてもですね、今農家の実態を見ますと、やはり農業収入だけでは覚束なくて、能代の方に勤めをしながらやっておる兼業農家が多いんじゃないかなというぐあいには私は思います。これらをどういった形で法人化なり集約化していくかということは、まあ個人の問題なりいろいろなことがあるかと思うんですけれども、やはりそこには行政が入ってですね積極的にこういったものまとめ上げていくというような姿勢を見せないと、なかなか実現に至らないんじゃないかなと思うんですが、そこら付近はいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今の農業をめぐる状況はご理解されてると思いますけれども、今のやっぱり生産する者が売っていかなくやならないという状況からいくと、米は現状からいうともう限界に来てると、頭打ちだというようなことになってると思う。したがって、別なものに切り替えていかなくやならないという今の現状ですから、それを何をやるべきなのか。7日のJAやまもとの座談会の内容も新聞に載ってました。組合長は、ここに書いているのは、生産を希望するものについては全面的に支援するから何でもやりなさいというふうな、バックアップをするという表明してます。それから、米も売る、つくるという意味があれば、売っていきますと。それ以外のものについても、つくりたいものは自分でやってください。メガ団地とかそういうものについても取り組んでいけるとすれば支援をしていきますという話をしてはいますけれども、やっぱり自分がこれから何をやっていきたい

のか、いくのかという、やっぱり自分の責任の所在をきっちりしていけないと、これからの農業経営は成り立たないと思います。誰がやれと言ったからでなくて、自分が何をやりたいか、これがこれから最も大事になってくるんじゃないかなと。その上に立って、つくりたいもの、そしてまた組織としてどういうふうなもので、自分一人でできない時はどうするかというものが来ますので、それをバックアップしていくのがやっぱり行政の役割の一つであるのではないかなというふうにこう思っております。

今、我が町は米がまず主力ですけども、菌床しいたけ、で、平成29年度ではねぎもようやく2億円超えたっていうことで、だんだんそういうふうなシフトをされて別なものに転換をされている方向については、進んではきてると思うんですけども、これから先も、よりその方向を強めていくような努力を農家も我々バックアップしていく側も考えていかなきゃならないと思いますし、それがこれからの農業にとって生きていく道ではないかなというふうに私は考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） かつては私ども見てきたわけでありまして、集落農場化ということで各集落に集落農場がたくさんあったわけでありまして。いろんな補助事業を駆使しながらそういった集団ができて、農業のコスト軽減やら省力化を目指して頑張ってきたわけでありまして、時代の流れでそうなったかは分かりませんが、ほとんど全てが解散をいたしました。今これをまた改めて再編し直しして、法人化したり、あるいは集落化するというのは、大変何と申しますか、努力が必要となると思います。ですんで、町長が今言うようにですね、自分がやりたければ手を挙げてくださいというのではなかなか前に話が行かないんじゃないかなと。例えば、うちの方の地域もそうなんですけども、農家戸数はもう大体3分の1であります。今残りの3分の1の人方が、今言ったような兼業なりそういった形で農業をやっている、米づくりをやっているのが現状であります。今そういった方々がやはりこの後、稲作づくりの中核的な方々になっていくだろうと思うんですが、やはり行政の方なり農協なりそういった団体等でですね、そういった方々に声かけをして、集団化やらないか、あるいは法人化しないかというようなことをやっていけると、なかなか難しいんじゃないかなと思うんです。こちらで手を挙げて、おら方こう考えてるから町で何とかというようなところまでまだ実力がないような気もするんですが、そこら付近はどう捉えになっておりますでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今言ったような難しい問題はいっぱいありますけども、やっぱり現状、農業をこれからやっていく場合は、やっぱりしっかり頭を切り替えをしていかなきゃならないと思います。極端な話をすれば、平成25年のこの12月に第4回の農事講演会ありました。このタイトルが「いやならやめろ農業経営」、極端な表現ですけども、やっぱりこれからやっていく場合は自分がどういうふうな方向を目指すか、きっちり経営を目指してやっていかないと、いかに周りから「やろう、やろう」と言っても成り立っていかないとというのがこれからの農業経営だと思います。そういう意味では、やっぱり他力本願でなくて、やっぱり自分がやりたいことを中心にしながらこう進めていくという方向に転換していかないと、これからの農業は持たないんじゃないかなというふうに私は考えています。もちろん今言った様々な問題ありますから、これはみんなで知恵を絞りながらやっていかなきゃならないわけでありですけども、基本的にやっぱりこの今の時代の方向が変わってきてると、現状を踏まえて我々としてどう対応していくかという方向をとっていかないと、これからはこの競争に生き残っていくにはなかなか大変じゃないかなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今町長がおっしゃるように、この後ですね、やはりそういった産地間競争に打ち勝っていくとすれば、やはりある程度集団化したそういった形でないとなかなか難しいだろうということは予測できるわけでありですけども、ただそこまで誘導していく方法がですね、なかなか先ほど来申し上げてるように個人の力ではまだまだ不足な部分があるだろうなど。あらゆる機会を、この後会議等またあるかと思っておりますんで、そういった方々をそういった集団化、あるいは法人化にどう誘導していくかをですね、やはりきちっと町の方なり上の方からも指導できるようなそういった体制づくりも必要ではないかなというぐあいに私は思います。やはり生産者の方、生産者の方とは他力本願ではまずいというようなことを申し上げますが、まだそこまできっと私は実力がついておらないだろうなというぐあいに思っています。ですんで、この後もそういったいろいろな会議でですね、こういった誘導の方法等について検討いただけるようお願いをしたいもんだなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今お話ありましたとおり、いろんな問題を抱えてることは事実で

ございますので、それはこれからのですね新体制の中で少し頑張っていたいただきたいと話をしていきますけども、地域の中であって皆川議員も中核的になれる存在でございますから、是非地域の中でそういう人方に話をしながら、リーダーとして今度組織化していきけるように頑張っていたいただければありがたいなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 激励の言葉もいただきましたのでそろそろ終わりにしたいと思いますが、いずれ町の主幹産業の一つであるという農業もですね、やはり忘れることなくきっちりと新しい町政に引き継いでいただいて、やはりこのくらい立派な土地があるわけでありますから、皆さんが自信を持って農業に意欲を持てるような、そしていくらかでも利益に繋がれるようなそういう農業展開できますように、新しい町長にも是非申し伝えていただくことをご期待申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですね。

○7番（皆川鉄也君） はい。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番議員、腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 5番腰山です。傍聴者の皆さん、どうもご苦勞様でございます。

これまで長年町政にご尽力されました加藤町長、鈴木、柴田両議員に対しまして、心より感謝と敬意を表します。今後、健康に留意されまして有意義な人生をお送りください。

それでは、通告によりまして質問に入らせていただきます。

1問目であります。交通手段の確保について伺います。

高齢化が進み、地域の生活交通が社会問題になっております。高齢ドライバーの安全性の問題を背景に免許の自主返上、体力の衰えによる歩行困難、それに3月いっぱいタクシが撤退することにより交通に不便を感じ、高齢者は日常生活に不安を持っております。今後、町は高齢者・交通弱者の交通手段の確保にどのような対応、支援を考えておるのか伺います。

次に、2問目であります。住民相談に対応する体制づくりについて伺います。

住民は町に対し、いろいろな思い、意見、要望などを少なからず持っております。それを町や自治会に話しづらいのか、なぜか自発的に話さず、また、言う機会も少ないと考えられます。

そこで、どんなことでも気軽に話せる、相談できる窓口、体制づくりが必要と考えますが、町の考えを伺います。

この2点、どうかよろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○議長（芦崎達美君） 腰山良悦議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに「交通手段の確保について」であります。平成26年度でタクシー事業者が町内営業所を閉鎖したことから、タクシー事業者にスクールタクシーと抱き合わせ運行を委託し、タクシー営業に係る赤字分の補てんを交付する条件で、平成28年度から2年間、八森駅にタクシーを常駐させてまいりましたが、スクールタクシーが児童数の減少で廃止となり、タクシー利用者もあまりにも少なく赤字補てんの額が大きく膨らむことになったことから、平成29年度をもって廃止することとしました。他の交通機関と比較しタクシーは乗車料金が高額であることから、利用者が少なかったものと考えております。現在、町の公共交通機関としては路線バスとJR五能線がありますので、公共交通機関の利用をお願いしたいと思っております。

町ではバス路線維持のため、バス事業者に対し赤字補てんとしての補助金を年間700万円以上支出しているほか、バス利用者に対しても、乗車券を半額で購入できる制度を平成23年10月から実施しておりますが、バス事業者側でも、高齢ドライバーの免許返納者に対し乗車券の割引制度を独自で考えているとの情報もあり、利用者の増加も期待されているところです。地域で公共交通機関を守っていく、いわゆる利用することが、利便性の向上にも繋がっていくものと考えております。

また、平成28年度から社会福祉協議会が実施している公共交通空白地有償運送事業については、平成29年度末で国土交通大臣の登録有効期間が切れることから、昨年8月29日に東北運輸局や山本地域振興局、公共交通事業者などを委員とする「八峰町公共交通空白地有償運送運営協議会」を開催して、平成30年度から3年間再延長するとの合意形成を行っております。

今後も引き続き、これら公共交通機関や公共交通空白地有償運送事業への助成を行い、町民の交通手段の確保に努めてまいります。

次に、「住民相談に対応する体制づくりについて」であります。現在、住民の皆様から相談を受けるケースとして、直接担当課の窓口等においていただく、電話や書面・

メールなどネットなど媒体ご利用いただく、福祉保健課で実施している健康相談などの際にお伺いする、行政協力員会議の際などに自治会要望として提案をしていただくなどがあります。また、各自治会ごとに活動いただいている民生委員によるもの、行政相談員や人権擁護委員が行う相談会、社会福祉協議会行うが心配事相談などを通じ、間接的に相談をお受けする場合などもあります。

ご指摘の、自発的に話しづらいものにつきましては、民生委員などを通じた間接的な相談も有効な手段の一つではありますが、書面や来庁など直接寄せられる相談等につきましても、気軽に対応できるよう随時体制を整えられているものと考えております。

なお、ほかのお客様もおいでになる窓口での相談が困難であれば、会議室等での対応も可能なほか、必要があれば日程調整などを行いお伺いすることも可能でありますので、地域で活躍いただいております民生委員や行政相談員・人権擁護委員・社会福祉協議会など行う相談日、町の情報、各課の所掌事務等も周知し、相談のしやすい開かれた行政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、腰山議員におかれましても、地域住民などからいろいろな相談・要望等がお受けする機会が多いと思いますので、その際にご連絡いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 5番議員、再質問はありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 確かに、町ではタクシー事業とかに補助金で負担が大きいということではなかなか継続できないというそれも理解できるわけですがけれども、また、公共交通機関、鉄道やバスを利用してそういう考えも当然分かるわけなんですけれども、やはり何といいますか、いろいろとまた公共機関、病院、それから金融機関、駅、バス停、買い物などへの交通手段というものは、もう少しきめ細かくそういうサービスがあれば住民も助かるのではないかなというように考えます。今の現状では、列車も本数が足りない、また、バスも足りなく、時間帯もなかなかこう不自由であると、便数が少なく不自由であるというこういうのが現状であります。そういうことで、今後、デマンド交通といいますか、町内だけでもそれを考えていただければ、住民の高齢者、弱者の方々にも喜んでもらえるというか、不安を解消できるのでないかなというように考えますが、町長の答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

タクシーについては、議会の方にも話をしておりますので内容についてはご理解されてると思いますけども、いくら赤字になってもいいからやれというなればやりますけども、そういうわけにもいかないのです、今回でまず終了というふうなことになります。

やっぱり公共交通機関と言われる今のバス、JR、これやっぱり利用しないと、ますますまた駄目になる。このたちごっこになりますけども、やっぱりできるだけ活用していくということは、やっぱりみんなで利用していかなきゃ継続されていかないということなので、それはPRしていきたいと思っております。あと、特殊事情といいますか、病院に行く際の移送サービスであるとか、これはこれとしてまた別な福祉的なサービスでやっていますので、そちらの方を活用していただければいいんじゃないかなという、一般的な公共交通の関係からいうとバス、汽車、そしてまた、今、大信田・埴地区の空白地の有償運送事業、これをですね継続しながらやっていきたいと思っております。

あと、デマンドとかいう話、今出ましたけども、これまで門脇直樹議員からもこの問題についてはかなりいろいろな形で出て、議論もし尽くされてきた感じでありますので、これについては腰山議員も十分ご承知のことと思っておりますので省略をしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 確かに町長がバスやそういう交通機関を利用して、利用を高めてもらいたいと、それもまず一理はあると思っておりますけれども、現状はやはり、町長と住民はまた違った考え方といいますか、不便を感じておるわけなんですよ。なかなかそれだけでは理解できないといいますか、そういうあれが私は非常に住民は持っていると思っております。そういうことで、確かに以前に門脇議員がお話しされておりましたけれども、デマンド交通についてもいろいろなパターンが考えられるわけでありまして、活用するためにはまずいろいろ需用があるか、また、どれだけのコストがかけられるか、そして利便性の追求、あと、バスや福祉移送サービスとの整合等、いろいろ課題が考えられるわけでありまして、それを克服してできるだけ住民の利便性を考えて前向きに検討すべきだと私は考えますが、町長はいかがでしょう。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今の公共交通機関がある限りは、やっぱりこれは使うのが優先されます。デマンドとかいろんな形態のものはいろいろ議論されてきましたけども、そういうものを活用できない状態のところ、そういうものが検討の対象になっていきますので、いろいろ制約条



件がございますので、言ったような形ですぐ右から左とできるわけではありませんので、まずいろんな話の提言でございますから、この後またいろんな形でもっといい方法があれば検討してもらおうように引き継ぎをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） どうかよろしくお願ひいたします。新町長に期待しておりますけれども、よろしく引き継ぎの方といたしますか、まずひとつ、町長はあれされてからも町の住民の一個人の、一個人といたしますか、住民の考えをいろいろとこう汲み取っていただきまして町の方へ進言していただければ幸いです。お願ひいたします。よろしいです。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですね。

○5番（腰山良悦君） はい。

○議長（芦崎達美君） 2問目の住民相談に対応する体制づくりについて、再質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） いろいろな窓口といたしますか、確かにあることはあります。しかし、果たしてそれで十分かといいますと、必ずしもそうは思えないような気がしております。まだまだ住民は、町に対していろいろなその何といたしますか、いろいろ話したいことはあるような気がしております。実際私が今選挙で回っておりますと、いろんな何といたしますか、意見とか考え方とかありまして、でも町には言えないと。何かもう少し言える、気楽に言えるようなそういうあれがあってもいいのではないかと、そういう声が非常にありまして、機会も少ないと、町長にも言いたいことがあっても言う機会がないというような声もあります。そういうことで、もう少し今以上に住民が、住民の声が反映されるようなそういう行政の体制をつくっていただければ幸いです。町長の考えをもう一度伺います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

腰山議員の受け止め方で十分でないという思いをしてるという話でしたけども、やっぱり腰山議員も保護司の経験もあったりね、住民からの相談を受ける機会いっぱいあると思っておりますので、これはどこへ繋げばいいとか大体分かるはずでありますので、もしご相談受けたら遠慮なくいろんなところを、先ほど申し上げたような手段がいっぱいありま

すので話してもらって、もし町長とも話したいというなら、直接話していただければ私も時間があればお答えしますので、十分繋いでいただければありがたいなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 住民の思いが十分に反映されるよう、今後頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですね。

○5番（腰山良悦君） はい、よろしいですね。

○議長（芦崎達美君） これで5番議員の一般質問を終わります。

（「議長、休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 休憩します。2時から再開します。

午後 1時52分 休 憩

午後 1時57分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番議員、須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 議席番号4番の須藤でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

はじめに、洋上風力発電事業についてお伺いをいたします。

東日本大震災が7年前に発生いたしました。全国で54の原子炉のうち4つの原子炉が福島第一原発、この原子炉が津波の被害を受け、電源が切られ、メルトダウンをして放射能が漏れ出しました。今でも終息の糸口がない、そういう状況であります。住民も大変な困難を強いられております。この原子力発電所に万が一、敵対国がロケットを打ち込んだらどうなるのか。災害だけでなく、この有事の時の原子力発電所、これには大きな疑問を抱いている一人であります。もう即刻原子力発電所を閉じて、そして全てが再生可能エネルギーに転換していく、そういう日本の国でありたいなと思っている一人であります。そういう観点から、この洋上風力発電事業についてお伺いをしたいと思っております。

八峰能代沖に洋上風力発電事業を、ジャパン・リニューアブル・エナジーという会社が計画をしております。水深30mのところにモノバイルという円形の基礎を打ち込んで、60mの円筒を建てて直径120mの風車を設置するという、大きな風力発電であります。昨

年の12月までには、漁業関係者、そして関係自治体、また地域住民、観光協会やジオパーク、そういう団体にも説明をしたいということでありました。もちろん八峰町は関係自治体でありますから説明があったのではないかということから、この質問をさせていただきます。

この洋上風力発電、どういう内容のどのぐらいの規模の発電なのか、まずその内容についてお伺いをしたいと思います。

また、120mの羽の風力発電でありますから、羽の音、そして羽の影、低周波、そういうものが漁業に悪影響を与えるのではないかと、一部の漁民が大変心配をしております。その影響についてもお話があったのか伺いたしたいと思います。

また、説明書の一文に、漁業補償はなるべくしない、しかし真面目にやっている漁業者には、そのメリットと共生をしていきたいというような文言があります。補償はしないけどメリットがあるよ、そして共生していきたい。どうもその真意がよく分からない。そういうことについても町でもしっかりと伺ったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

いずれにしても、この風力発電促進を期待するわけではありますが、やはりこの八峰町は漁業の町でもあります。漁業に悪影響があってははいけません。そういう漁業というものをやはりしっかり見つめて、この事業を推進していただきたい。町もその方向で進めたいというふうに願っております。その説明内容についてお伺いをしたいと思います。

2つ目の質問であります。人口減少についてお伺いをいたします。

12月の町長の勇退発表の中で、やるべきことは全てやった、しかし人口減少については歯止めをかけることができなかった、それが思い残りだというようなお話がありました。人口減少については、秋田県は全国第1位、婚姻率も全国第1位であります。この八峰町だけが人口減少が進んでいるわけではありません。25市町村一部を除いては、ほとんどの自治体が人口減少で悩んでおります。まち・ひと・しごと総合戦略の中で、移住・定住政策、子育て支援や町の産業振興のための事業が、今25市町村の中で競争して行われております。しかし、ほとんどが類似した事業であります。政策であります。ほとんどの町が市が、変わらないような政策を展開しております。人口も奪い合いであります。これでは秋田県の人口減少に歯止めをかけることはできません。能代市の宮腰市長の時代に、企業誘致課という課ができました。誘致企業について、工業団地に誘致企

業を持ってくるためのそういう課でありました。しかし、最近は報道にも町長の言葉にも、誘致企業、企業誘致という言葉が全く出てきません。予算・決算の中で、1市3町が関東圏の企業の方々と懇談会を開催しております。しかし、その内容についても私たちに知らされることはありません。やはり人口に歯止めをかけるためには、働く環境の、優秀な環境の職場がないと人口は増えないと思います。1市3町が一丸となって本気になって、誘致企業、企業誘致するんだと、そういう気概がないと、私は能代山本がどんどん衰退していく、これはもう目に見えております。視察に行きました。茂木町、もちろん関東圏であります。ホンダのサーキット場がありました。隣町にはホンダの企業がありました。潤っております。湯沢にもスズキという自動車会社の一部の会社があります。そういう一流の会社を能代山本で誘致する。そうでないと、私はこの地域が発展しないというふうに思うのであります。もう少し企業誘致、この大変難しい問題であります。高速道路も繋がっております。雪もそんなに降る地域ではありません。そういうことを考えてもですね、誘致企業をやはりこれから、もう一度ふんどしを締め直して1市3町が取り組んでいく、それが、この町の、この地域の人口減少に歯止めをかけることになるのではないかとこのように思います。町長の、人口減少対策について今勇退する中であって一言、この問題についてもお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの4番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○議長（芦崎達美君） 須藤正人議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、仮称「八峰能代沖洋上風力発電事業について」であります。事業者のジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社は、能代港北防波堤から鹿の浦展望台にかけての海域を洋上風力発電事業実施想定区域とし、「計画段階環境配慮書」の縦覧を12月26日から1か月間既に行っております。その計画内容は最大で180メガワットの発電規模とし、同海域に1列15基として3列、合計45基建設することを想定したものであります。

今後、事業者は、開発事業が周辺環境に及ぼす影響の程度や範囲について、「環境アセスの項目・方法の案」を記載した「方法書」を作成する必要があり、その「方法書」について、説明会を開催し、町や住民の意見を聞いてアセスを実施することが義務づけられております。その後、アセス結果の案を記載した「準備書」と呼ばれる文書を作成し、これについても説明会を開催し、町や住民の意見を聞いてアセス結果の修正を行っ

た「評価書」作成し、環境保全措置や事後調査の実施を行う必要があります。このことから、今後計画が具体化し「方法書」や「準備書」が作成された段階で説明会が開催されますので、漁業者からは、羽の音や影、低周波などが漁業に悪影響を与えるのではないかという懸念や意見を述べていただきたいと思っております。専門家からの助言では、事業実施想定海域には、特にハタハタ、ヒラメ、サクラマスを対象とした漁が盛んであり、魚類相を把握するための四季を通じた調査に加え、ハタハタ、ヒラメ、サクラマスを対象にした調査を実施することが望ましいと思っております。ただ、現段階では事業・工事計画がまだ検討中であり、現地調査も実施されていないことから、今後の事業者の動向を把握しながら、情報を町民に提供しつつ町民の不安の解消に努めていきたいと思っております。

事業実施想定海域には漁業権設定区域が含まれていることから、関係者と協議した上で設置の可否を検討していきたいとの説明はありましたが、「漁業者にはなるべく漁業補償はしない」とか「真面目にやっている人々にはメリットがあるように共生していきたい」という説明は町にはありませんでしたが、洋上風力発電を推進する場合、漁業関係者との調整が重要課題となります。これまで、発電所などが海域周辺に立地して漁業関係者との調整が必要な場合、漁業補償金という形で折り合いをつけることが一般的に行われてきましたが、こうした調整方式では長期にわたって双方の利益を維持することが困難であるとの認識が近年高まっており、発電事業者も漁業関係者も相互に利益を得ることのできるよう、「漁業協調」とか「共生」という考え方に変わってきていることから発せられた言葉ではないかと捉えております。また、「共生」のための具体的な内容については、今後漁業者との話し合いの中で合意形成がなされるべきものと思っております。

国内の洋上風力発電は未だ実証実験が主体であります。先行する欧州の立地例では生物・生態系への悪影響は報告されていないようです。今後計画が具体的に示された時には、環境への影響をできる限り与えないよう、町としても意見を述べてまいります。

次に、「人口減少について」お答えをいたします。

全国的に少子高齢化が進み、人口減少社会が進行しておりますが、中でも秋田県の人口は平成29年に100万人を割り込み、昭和31年の135万人をピークに25万人以上減少しております。人口減少の最大要因は、若者が進学や就職で首都圏をはじめとして県外へ流失することによる婚姻率や出生率の低下にあります。ほかにも死亡率、自然増減、がん

死亡率、脳血管疾患、自殺率で全国最下位と、2015年の人口動態統計の結果が出ており、さらに県人口を押し下げる要因となっております。高齢化率が全国一高いことから、今後も自然減などにより人口減少が続くことが想定され、強い危機感を抱いております。

県は平成29年度から、全国に先駆けて人口減対策に特化した「あきた未来創造部」を創設し、人口減対策の総合的な調整を図る「あきた未来戦略課」、新卒者の県内就職などを支援する「移住・定住促進課」、子育てや仕事との両立を支える「次世代・女性活躍支援課」、充実した医療介護サービスのもとで高齢者が共同生活する地域共同体を推進する「地域の元気創造課」の4課と、「高等教育支援室」「活力ある集落づくり支援室」の2室を設置し、人口減少対策に強力に取り組む体制を構築し、保育料無料化や奨学金返還金の一部免除等、少子化対策や健康寿命日本一などの施策を展開しております。

町においても「まち・ひと・しごと総合戦略」を平成27年に策定し、新規雇用数を100増やすこと、社会減の抑制を平成29年度からの3か年平均で35.8人に抑えること、少子化対策として平成31年には40人の出生数を目指すこと、町民が住みやすいと感じる割合を67%に増やすこととするKPIを設定し、各種施策に取り組んでいるほか、ワンコイン検診などによる町民の健康維持、自殺予防対策、結婚支援など各種施策を展開しております。人口減少対策については、これらの施策を総合的に展開していく必要がありますが、東京一極集中の流れは「地方創生」が叫ばれてからも続いており、国が「地域のしごとづくり」や「地方への人の流れの創出」などの施策に強力に取り組む必要性を強く感じているところであります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 4番議員、再質問はありますか。

○4番（須藤正人君） 1問目はありません。

○議長（芦崎達美君） 1問目終わります。

2問目の人口減少について、再質問ありますか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 平成11年に加藤丸が出港して、大漁の魚を積んで、ようやく港が見えるところまでやってまいりました。岸が近づけば座礁するという言葉があります。岸が近づいてほっとして、そのほっとしたところに目の前に岩礁があってぶつかる。気を抜かないで、1か月あまり、特に健康の座礁には十分に留意をして町長職を全うしていただきたいというふうに思います。そして、勇退後もまた、あまりゆっくりしすぎると病気が近づいてまいります。負担にならないような荷物を背負っていただいて、これ

からも八峰町発展のためにご尽力いただけることをご期待申し上げておきます。もし当選したら、この問題についての質問をまた新しい町長にしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

- 議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですね。
- 4番（須藤正人君） はい。
- 議長（芦崎達美君） これで4番議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は16日午前10時を予定していますので、ご参集願います。

これにて散会します。本日はご苦労様でした。

---

午後 2時18分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 6番 柴田正高

同署名議員 7番 皆川鉄也

同署名議員 8番 嶋津宣美



平成30年3月八峰町議会定例会会議録（第3日）

平成30年3月16日（金曜日）

議事日程第3号

平成30年3月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第23号 平成30年度八峰町一般会計予算
- 第3 議案第24号 平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第4 議案第25号 平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第26号 平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第6 議案第27号 平成30年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第7 議案第28号 平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第8 議案第29号 平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第9 議案第30号 平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議案第31号 平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第32号 平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第12 議案第33号 平成30年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第13 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について
- 第14 発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第16 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	今井利宏	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
産業振興副課長	成田拓也		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

---

午前10時00分開議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

いよいよ3月の議会最終日となりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番菊地 薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、議案第23号、平成30年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案について菊地予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月2日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第23号、平成30年度八峰町一般会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月6日・7日の予算特別委員会分科会並びに9日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、予算特別委員会の付帯意見については、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。お諮りします。本案について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第3、議案第24号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第4、議案第25号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第5、議案第26号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第27号、平成30年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第7、議案第28号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第8、議案第29号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第9、議案第30号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第10、議案第31号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第11、議案第32号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第33号、平成30年度八峰町営診療所特別会計予算の10議案については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について菊地予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月2日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第24号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第25号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第26号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号、平成30年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第28号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第29号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第30号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案

第31号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第32号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第33号、平成30年度八峰町営診療所特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

これら10件の特別会計予算については、3月6日から7日の予算特別委員会分科会並びに9日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号から議案第33号までの10議案を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。お諮りします。本案について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第33号までの10議案は原案のとおり可決されました。

日程第13、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についてを議題とします。

本件については、3月2日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について総務民生常任委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月2日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について、3月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充は、地域経済の向上に資すること等を踏まえ、これまでも同様の陳情を受けてきたことから、この陳情については全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 委員会の中の少数意見について、もしありましたら紹介してく

ださい。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） 私、委員長の立場でありましたので、委員からの少数意見はありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は採択とすることに決定しました。

日程第14、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第2号をご覧ください。

発議第2号

平成30年3月16日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由でございます。陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求め

る陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項などについて、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年30年3月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午前10時15分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 9番 菊 地 薫

同 署名議員 10番 山 本 優 人

同 署名議員 11番 門 脇 直 樹